

令和2年度 第2回 中部ブロック発注者協議会

次 第

1. 開 会

2. 議 事

- 1) 新・全国統一指標の目標値について 【資料1】
- 2) 自己評価指標〔業務〕について 【資料2】
- 3) 自己評価指標〔工事・業務〕の目標値について 【資料3】

3. 情報提供

- 1) 速やかな繰越手続きについて 【資料4】
- 2) 工事・業務ガイドライン（中部地整）の改定について 【資料5-1】
【資料5-2】
- 3) 建設業法の改正に伴う監理技術者の兼務について 【資料6】
- 4) インフラ分野のDX推進の取組について 【資料7】
- 5) 公共工事等の中長期的な発注見通しの公表について 【資料8】
- 6) 都市計画コンサルタント業務の発注等について 【資料9】

4. 閉会

-
- 【資料1】 新・全国統一指標の目標値について
 - 【資料2】 自己評価指標〔業務〕について
 - 【資料3】 自己評価指標〔工事・業務〕の目標値について
 - 【資料4】 速やかな繰越手続きについて
 - 【資料5-1】 令和2年度 工事調達における総合評価落札方式ガイドラインの改定について
 - 【資料5-2】 「令和2年11月 建設コンサルタント業務等における
入札・契約手続きに関するガイドライン」の改定の概要
 - 【資料6】 建設業法の改正に伴う監理技術者の兼務について
 - 【資料7】 インフラ分野のDX推進の取り組み
 - 【資料8】 公共工事等の中長期的な発注見通しの公表について
 - 【資料9】 都市計画コンサルタント業務の発注等について
 - 【参考資料1】 新・全国統一指標〔工事・業務〕
 - 【参考資料2】 自己評価指標〔工事・業務〕の実績・目標

新・全国統一指標の目標値について

【全国統一指標】

中部ブロック発注者協議会

工事

①地域平準化率(施工時期の平準化)

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率(地域ブロック単位・県域単位で公表)

※ 地域平準化率の内訳となる各発注機関別の平準化率(H30実績、参考値)を併せて公表

②週休2日対象工事の実施状況(適正な工期設定)

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合
(地域ブロック単位・県域単位で公表)※ 週休2日対象工事: 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、
現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

測量、調査及び設計(業務)

①地域平準化率(履行期限の分散)

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合(地域ブロック単位・県域単位で公表)

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(ダンピング対策)

都道府県・政令市の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
(県域単位で公表)

地域平準化率(件数) = $\frac{(4\sim6\text{月期の工事平均稼働件数})}{(\text{年度の工事平均稼働件数})}$

「一般財団法人日本建設情報総合センター・コリス・テクリスセンター」登録データを活用
対 象: 契約金額500万円以上の工事
稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国(国土交通省以外含む)、都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。



地域ブロック	地域平準化率	対象範囲
北海道	0.71	北海道
東北	0.72	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、山形県、福島県
関東	0.65	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.76	新潟県、富山県、石川県
中部	0.61	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.68	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.67	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.69	徳島県、香川県、愛知県、高知県
九州	0.67	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.72	沖縄県

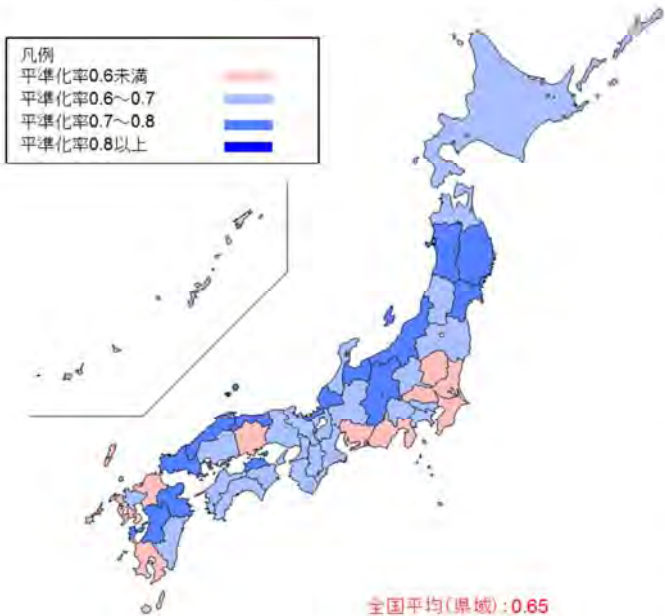
※平準化率のデータ抽出時点: 令和元年5月18日

令和2年5月20日 国土交通省 記者発表

地域平準化率(件数) = $\frac{(4\sim6\text{月期の工事平均稼働件数})}{(\text{年度の工事平均稼働件数})}$

「一般財団法人日本建設情報総合センター・コリス・テクリスセンター」登録データを活用
対 象: 契約金額500万円以上の工事
稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

※県域単位: 各都道府県管内の都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出



地域	地域平準化率	地域	地域平準化率	地域	地域平準化率
北海道	0.67	石川県	0.66	岡山県	0.58
青森県	0.64	福井県	0.79	広島県	0.62
岩手県	0.76	山梨県	0.65	山口県	0.72
宮城県	0.79	長野県	0.71	徳島県	0.63
秋田県	0.75	岐阜県	0.61	香川県	0.74
山形県	0.62	静岡県	0.55	愛媛県	0.69
福島県	0.63	愛知県	0.57	高知県	0.60
茨城県	0.57	三重県	0.64	福岡県	0.59
栃木県	0.57	滋賀県	0.63	佐賀県	0.68
群馬県	0.64	京都府	0.68	長崎県	0.56
埼玉県	0.57	大阪府	0.62	熊本県	0.79
千葉県	0.55	兵庫県	0.66	大分県	0.78
東京都	0.68	奈良県	0.68	宮崎県	0.62
神奈川県	0.62	和歌山県	0.65	鹿児島県	0.56
新潟県	0.79	鳥取県	0.74	沖縄県	0.68
富山県	0.71	島根県	0.70		

※平準化率のデータ抽出時点: 令和元年5月18日

令和2年5月20日 国土交通省 記者発表

【新・全国統一指標】目標値の設定[R1→R6]

中部ブロック発注者協議会

【工事】

運用 指針	No	指 標	実績値 [R1]	目標値 [R6]
必ず実施すべき事項	1	平準化率 <u>4～6月基の工事平均稼働件数</u> 年度の工事平均稼働件数	中部ブロック : 0. 67 岐阜県域 : 0. 77 静岡県域 : 0. 60 愛知県域 : 0. 66 三重県域 : 0. 61	中部ブロック : 0. 80 岐阜県域 : 0. 80 静岡県域 : 0. 80 愛知県域 : 0. 80 三重県域 : 0. 80
	2	週休2日対象工事の実施 <u>週休2日対象工事件数（公告等）</u> 全工事件数（公告等）	中部ブロック : 0. 43 岐阜県域 : 0. 67 静岡県域 : 0. 03 愛知県域 : 0. 65 三重県域 : 0. 22	中部ブロック : 0. 70 岐阜県域 : 0. 70 静岡県域 : 0. 70 愛知県域 : 0. 70 三重県域 : 0. 70
	3	低入札価格調査基準又は 最低制限価格の設定 <u>設定した入札件数</u> 年度の発注工事件数	岐阜県域 : 0. 73 静岡県域 : 0. 84 愛知県域 : 0. 89 三重県域 : 0. 95	岐阜県域 : 1. 00 静岡県域 : 1. 00 愛知県域 : 1. 00 三重県域 : 1. 00

4

【新・全国統一指標】目標値の設定[R1→R6]

中部ブロック発注者協議会

【業務】

運用 指針	No	指 標	実績値 [R1]	目標値 [R6]
必ず実施すべき事項	1	平準化率(第4四半期納期率) <u>第4四半期[1～3月]に完了する業務件数</u> 年度の業務稼働件数	中部ブロック : 0. 48 岐阜県域 : 0. 41 静岡県域 : 0. 51 愛知県域 : 0. 43 三重県域 : 0. 46	中部ブロック : 0. 40 岐阜県域 : 0. 40 静岡県域 : 0. 40 愛知県域 : 0. 40 三重県域 : 0. 40
	2	低入札価格調査基準又は 最低制限価格の設定 <u>設定した入札件数</u> 年度の発注工事件数	岐阜県域 : 1. 00 静岡県域 : 0. 94 愛知県域 : 0. 94 三重県域 : 0. 81	岐阜県域 : 1. 00 静岡県域 : 1. 00 愛知県域 : 1. 00 三重県域 : 1. 00

5

	No	新・全国統一指標	中部 ブロック	県域			
				岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
工事	①	地域平準化率 (施工時期の平準化)	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80
	②	週休2日工事の実施状況 (適正な工期設定)	0.70	0.70	0.70	0.70	0.70
	③	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定 (ダンピング対策)	—	1.00	1.00	1.00	1.00
業務	①	地域平準化率 (履行期限の分散)	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40
	②	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定 (ダンピング対策)	—	1.00	1.00	1.00	1.00

自己評価指標〔業務〕について

※自己評価指標(地域独自指標)

自己評価指標〔業務〕について

中部ブロック発注者協議会

○ 業務の「自己評価指標」は、工事の自己評価指標と関連する項目を設定する

【工事】

運用指針		自己評価指標	
必ず実施すべき事項	予定価格の適正な設定	(1)	最新の積算基準の適用状況等
	歩切りの根絶		
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底		低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
	施工時期の平準化		平準化率
	適正な工期設定	(2)	適正な工期設定
			週休2日制工事の実施状況
	適切な設計変更	(3)	設計変更ガイドラインの策定・活用状況等
発注者間の連携体制の構築			
実施に努める事項	ICTを活用した生産性向上	(4)	建設ICTの導入状況
		(5)	受発注者間の工事情報の共有状況
	入札契約方式の選定・活用	(6)	総合評価落札方式の導入状況
	総合評価落札方式の改善		
	見積りの活用		
	余裕期間制度の活用		
	工事中の施工状況の確認		
	受発注者の情報共有・協議の迅速化		

【業務】新規設定

運用指針	自己評価指標
必ず実施すべき事項	予定価格の適正な設定 (1) 最新の積算基準の適用状況等
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
	履行期間の平準化 平準化率
	適正な履行期間の設定 (2) 適正な履行期間の設定
実施に努める事項	適切な設計変更 (3) 設計変更ガイドラインの策定・活用状況等
	発注者間の連携体制の構築
	ICTを活用した生産性向上
	入札契約方式の選定・活用 (4) 総合評価落札方式の導入状況
	プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用
	履行状況の確認
	受発注者の情報共有・協議の迅速化

※ 工事は前回の中部ブロック発注者協議会にて策定済

新・全国統一指標

自己評価指標[工事・業務]の目標値について

【工事】

運用指針	No	指 標	実績値(R1)	目標値(R6)
必ず実施すべき事項	1	最新の積算基準の適用状況 ※最新の積算基準を適用し、かつ、基準範囲外の場合の要領を整備	29%	100%
	2	適正な工期設定	—	100%
	3	設計変更ガイドラインの策定・活用 ※工期設定の基準の策定（中央建設業審議会の基準適用）	68%	100%
実施に努める事項	4	建設ICTの導入 ※導入、一部導入	9%	100%
	5	受発注者間の工事情報の共有 ※情報共有システム（ASP）の活用	5%	100%
	6	総合評価落札方式の導入 ※本格導入、一部試行	86%	100%

- 「必ず実施すべき事項」は早期に目標達成を目指すため目標値は100%とする
 ○「実施に努める事項」の3項目については特に重要な取組のため目標値を100%とする

1

【業務】

運用指針	No	指 標	実績値(R1)	目標値(R6)
必ず実施すべき事項	1	最新の積算基準の適用状況	—	100%
	2	適正な履行期間の設定	—	100%
	3	設計変更ガイドラインの策定・活用	—	100%
実施に努める事項	4	総合評価落札方式の導入	—	100%

- 「必ず実施すべき事項」は早期に目標達成を目指すため目標値は100%とする
 ○「実施に努める事項」の1項目については特に重要な取組のため目標値を100%とする

2

速やかな繰越手続きについて

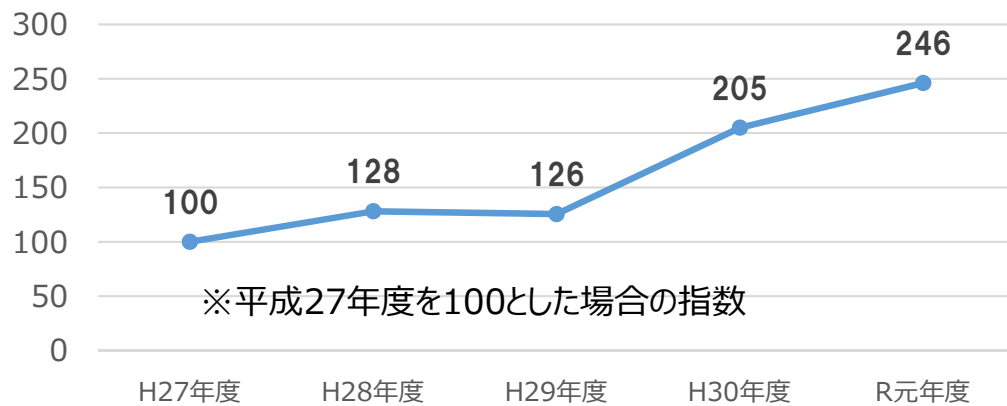
資料4



工事又は事業を実施する中で、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由（繰越事由）が発生した場合には、繰越明許費の活用（速やかな繰越手続き）により、施工時期の平準化を図ることができます。

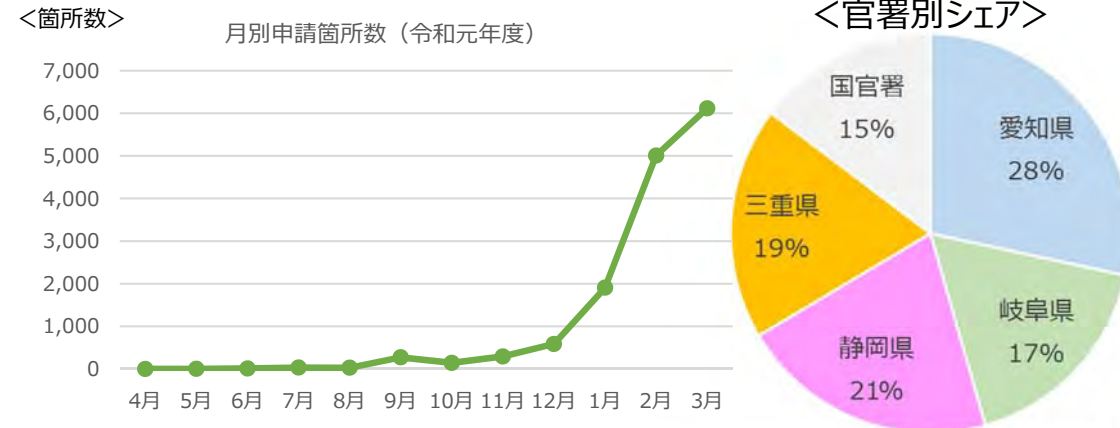
①繰越申請件数の推移

⇒ 繰越申請件数（箇所ベース）は近年、増加傾向となっている

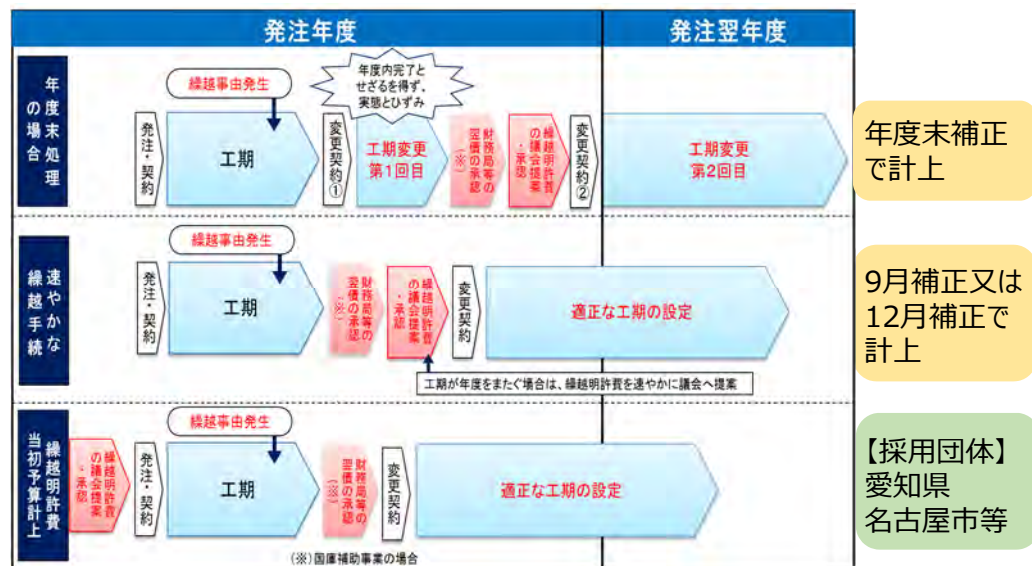


②繰越申請の年度末処理の状況

⇒ その事務処理は年度末に集中（2月、3月で全体の約8割）している



③繰越明許費の計上について



④速やかな繰越手続きのメリット

適正な工期の設定を行うことが可能となり、

- ・ 受注者が**余裕をもって人材や資機材を準備**でき、**円滑な施工**が見込めるとともに、
 - ・ 発注者も年度末に集中していた**変更契約に係る事務が軽減**し、**翌年度工事の準備**（設計・積算等）の時間を確保できるほか、用地交渉などで**突発的な事象**が発生した場合にも、**迅速に対応**が可能となるなど、
- 結果的に、**事業効果の早期発現**が期待できます。

令和2年度 工事調達における総合評価落札方式 ガイドラインの改定について

令和2年11月
企画部技術管理課

 国土交通省 中部地方整備局

Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和2年度 総合評価（工事）ガイドライン改定について

 国土交通省
中部地方整備局
Chubu Regional Development Bureau, MLIT

R2. 5. 8 「当面の工事及び業務における事務の執行について」(中部版コロナSP)



「中部版コロナSP」を廃止

R2. 11. 1(予定) 令和2年度「総合評価ガイドライン」改定

※ 「中部版コロナSP」の継続すべき内容は定常化として位置づけ

○「新しい生活様式」及び「働き方改革」の推進

課題	- 働き方改革関連法に基づき大幅な労働時間短縮が必要。 「新しい生活様式」を前提とした業務スタイルへの転換が急務。
対応	労働時間の短縮やテレワークを前提とした調達方針を推進。

○「若手技術者の活躍」と「地域の守り手となる企業の活躍」を推進

課題	- 技術者が高齢化かつ減少し若手技術者の入職が思うように進まないのが実態。適切に世代交代し若手技術者がやりがいをもって活躍できる環境整備が急務。 - 地域の限られた企業が改築工事を受注。一方で維持修繕系工事は、応札者が少ない状況。維持修繕工事のみ受注している企業は、改築工事を受注することが困難な状況。将来、地域のインフラを維持していく企業の安定的な経営環境の確保に懸念。将来的にも地域維持は必要不可欠であり、維持修繕系工事で利益が出る環境への転換が必須。
対応	総合評価の配点バランスを変更 - 若手技術者を監理技術者等として評価できる仕組みへの改善。 - 地域維持に貢献する維持修繕系工事を中心に受注する企業の競争力を高める仕組みへの改善。

令和2年度における総合評価（工事）ガイドラインの主な改訂内容は下記のとおり

1. 「新しい生活様式」及び「働き方改革」の推進

(1) 【改定】技術資料等提出資料の削減、接触防止等の取り組み

「当面の工事及び業務における事務の執行について」(R2. 5. 8)の継続すべき内容を定常化としてガイドラインに位置づけ

(2) 【新規】企業能力評価型をガイドラインに位置づけ（企業の能力のみ評価・手続き期間短縮）

(3) 【改定】週休2日取組企業に対する評価項目を改定（完全週休2日達成を高く評価）

(4) 【改定】労働時間短縮に向けたi-Constructionの推進（ICT舗装工（修繕工）を追加）

(5) 【改定】段階的選抜方式の適用変更（WTO工事対象 選抜者数を上限15者）

2. 「若手技術者の活躍」と「地域の守り手となる企業の活躍」を推進

(1) 【改定】施工実績及び工事成績の評価区分・配点見直し

(2) 【廃止】優良工事技術者表彰を評価項目から除外（R1ガイドライン方針）

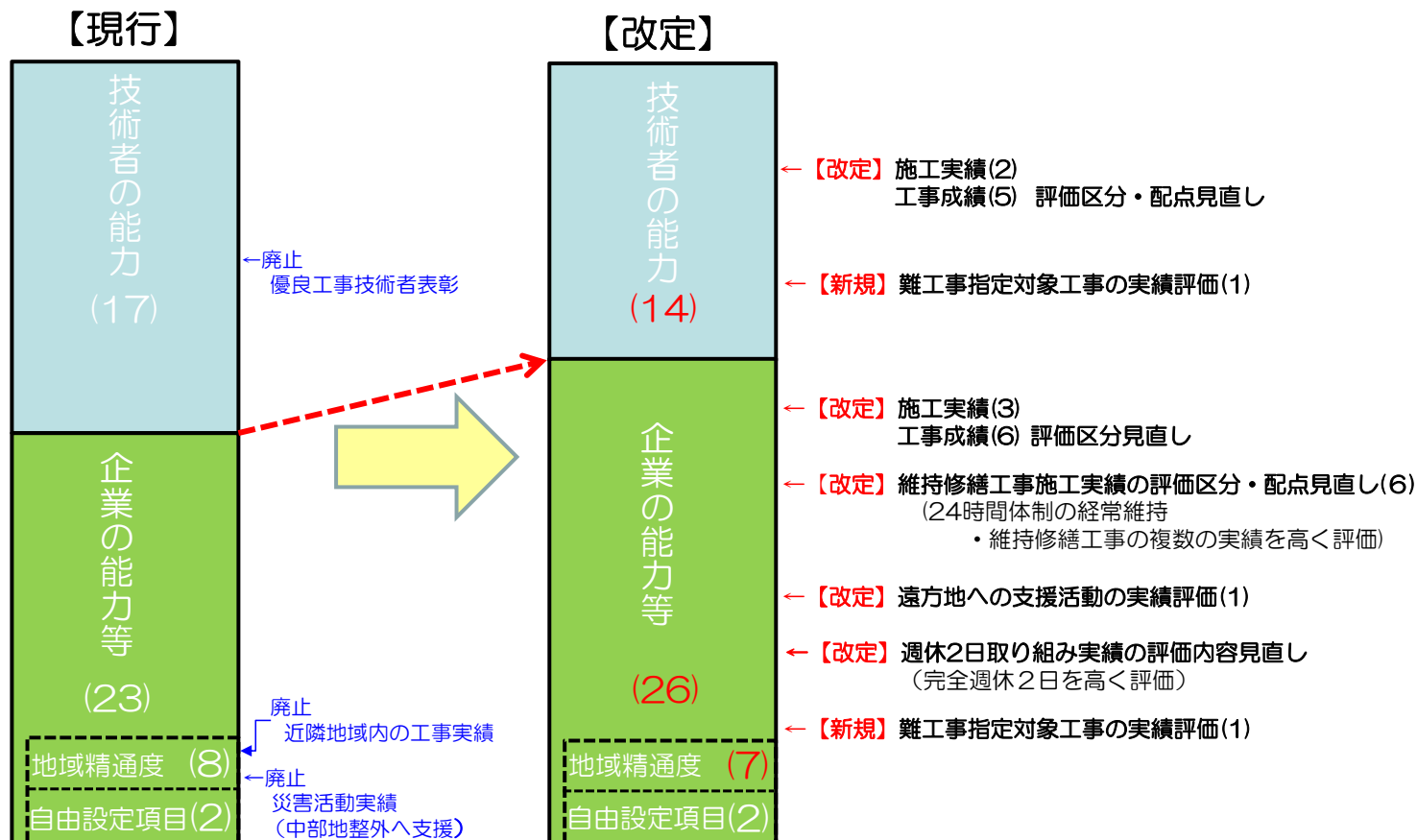
(3) 【改定】維持修繕工事施工実績の評価区分・配点見直し

(4) 【新規】遠方地への支援活動の実績評価（中部地整外への支援活動実績を評価）

(5) 【新規】難工事指定対象工事の実績評価

(6) 【改定】チャレンジ型の評価項目改定

令和2年度 総合評価（工事）ガイドライン改定内容



改定

※ 「地域型」と「地整型」の評価区分から、分任官工事・本官工事の区分に変更

分任官工事

評価項目		
技術者の能力 (14)	同種・類似施工実績(2)	
	継続教育(CPD)の単位取得(1)	
	工事成績	工事成績評定(5)
		安全対策の評定(3)
	新技術の活用実績(2)	
企業の能力等 (26)	難工事指定対象工事の実績(1)	
	企業の能力 (17)	同種・類似の施工実績(3)
		維持修繕工事の施工実績(6)
		工事成績(6)
		難工事指定対象工事の実績(1)
		優良工事・安全工事・社会貢献表彰等(2)
		週休2日取組(2)
		遠方地への支援活動(2)
		登録基幹技能者の配置(1)
		<担当技術者の資格>(1)
		<BIM/CIM活用工事の実績>(1)
		<i-ConstructionにおけるICTの活用>(2)
		<手持ち工事量>(2)
	地域貢献 精度 (7)	地域内拠点(2)
		災害活動実績(2)
		災害協定締結有無(2)
		ボランティアによる地域貢献(1)
	自由設定項目(2)	

本官工事

評価項目		
技術者の能力 (14)	同種・類似施工実績(2)	
	継続教育(CPD)の単位取得(1)	
	工事成績	工事成績評定(5)
		安全対策の評定(3)
	新技術の活用実績(2)	
企業の能力等 (22)	難工事指定対象工事の実績(1)	
	企業の能力 (19)	同種・類似の施工実績(3)
		維持修繕工事等の施工実績(3)
		工事成績(6)
		難工事指定対象工事の実績(1)
		優良工事・安全工事・社会貢献表彰等(2)
		週休2日取組(2)
		登録基幹技能者の配置(1)
		<担当技術者の資格>(1)
		<BIM/CIM活用工事の実績>(1)
		<手持ち工事量>(2)
	地域貢献 精度 (3)	災害活動実績(2)
		災害協定締結有無(1)
		ボランティアによる地域貢献(1)
		自由設定項目(2)

(): 配点 < > : 適用工事において評価

評価項目・区分の改定【技術提案評価型 (S型WTO以外)】

改定前

評価項目		
技術者の能力 (13)	同種・類似施工実績(3)	
	継続教育(CPD)の単位取得(2)	
	工事成績	工事成績評定(3)
		安全対策の評定(3)
	新技術の活用実績及び優良工事技術者表彰(2)	
企業の能力等 (17)	企業の能力 (12)	同種・類似の施工実績(4)
		維持修繕工事の施工実績(2)
		工事成績(4)
		優良工事・安全工事・社会貢献表彰等(2)
		週休2日取組
		<登録基幹技能者の配置>(1)
		<担当技術者の資格>(1)
		<BIM/CIM活用工事の実績>(1)
	地域貢献 精度 (3)	災害活動実績(2)
		災害協定締結有無(1)
		ボランティアによる地域貢献(1)
	自由設定項目(2)	



改定後

(): 配点
< > : 適用工事において評価

評価項目		
技術者の能力 (11)	同種・類似施工実績(2)	
	継続教育(CPD)の単位取得(1)	
	工事成績	工事成績評定(3)
		安全対策の評定(2)
	新技術の活用実績(2)	
企業の能力等 (19)	難工事指定対象工事の実績(1)	
	企業の能力 (16)	同種・類似の施工実績(3)
		維持修繕工事等の施工実績(3)
		工事成績(4)
		難工事指定対象工事の実績(1)
		優良工事・安全工事・社会貢献表彰等(2)
		週休2日取組(2)
		登録基幹技能者の配置(1)
		<担当技術者の資格>(1)
		<BIM/CIM活用工事の実績>(1)
		<手持ち工事量>(2)
	地域貢献 精度 (3)	災害活動実績(2)
		災害協定締結有無(1)
		ボランティアによる地域貢献(1)
		自由設定項目(2)

※ 自由設定項目は評価項目としない

1.(1)技術資料等提出資料の削減、接触防止等の取り組み

課題	働き方改革関連法に基づき、令和5年度までに大幅な労働時間短縮が必要。併せて、「新しい生活様式」を前提とした業務スタイルへの転換が急務。
対応	労働時間の短縮やテレワークを前提とした調達方針に転換。 「当面の工事及び業務における事務の執行について」(R2. 5. 8)の継続すべき内容を定常化としてガイドラインに位置づけ

◆ 総合評価落札方式(施工能力評価型)において「企業能力評価型」を位置づけ

評価項目は、「企業の能力等」のみとし技術者の能力の要件を求めない。合わせて契約手続き期間を短縮。

◆ 総合評価落札方式(技術提案評価型)のテーマ数等削減

指定テーマ数及びテーマごとの提案数は最小限とする。ヒアリングは行わない

◆ 競争参加資格申請書、技術資料及び工事費内訳書等の押印省略

紙入札により参加する場合等により押印が必要な場合、参加希望者と作成担当者の雇用関係が分かる資料(社員証等)の添付により、押印不要

◆ 既存資料をホームページ掲載等(官署への出張が不要となるよう配慮)

◆ 紙入札方式参加者の開札への立ち会い免除(官署への出張が不要となるよう配慮)

◆ 低入札価格調査等による企業へのヒアリングを電話・Web会議活用

◆ 入札公告時における質問の電子メール受付の可能化

6

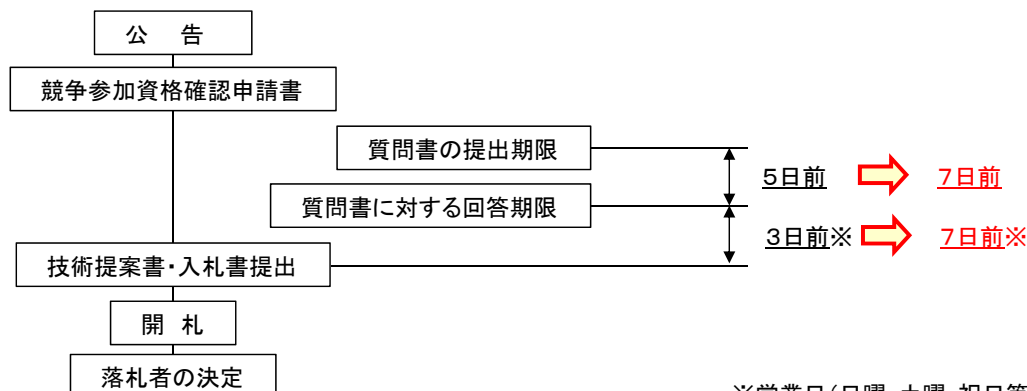
1.(1)技術資料等提出資料の削減、接触防止等の取り組み

◆ 技術資料等提出資料の削減

技術資料等への記載事項に関する証明書の写しなど、添付書類を極力削減

◆ 入札説明書に対する質問提出・回答期限の変更

○ 技術提案評価型(S型)に適用 ※R2. 7. 1 より公告する工事から適用中



7

新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止を踏まえ実施する特別措置について

「当面の工事及び業務における事務の執行について」(R2. 5. 8)を継続

◆ 配置予定技術者の配置確認日及び工期の始期の延伸について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための一時中止等により既契約工事が延期し工期末が他の工事の入札公告等に示す配置確認日を超える場合は、配置確認日及び工期の始期を一時中止の期間分を延伸

◆ 手持ち工事量の評価

既契約工事が新型コロナウイルス感染症拡大防止のための一時中止に伴い工期延期し評価基準日と工期が重なる場合、手持ち工事量として加算しない(手持ち工事量の評価項目がある工事が対象)

◆ 継続教育(CPD)の評価対象期間の延長

CPDの評価対象期間を令和3年度実施工事に限り令和元年度～令和2年度の2カ年に延長

1.(2)企業能力評価型の新設（契約手続き短縮タイプ）

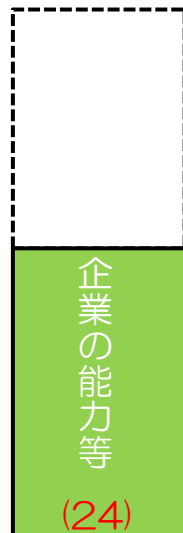
課題	・ 応札者の技術資料の作成及び発注者の技術資料審査の負担。契約手続き期間が最短でも約1.5カ月を要する。 ・ 地域に精通し技術力がある企業であっても、技術者の要件を満たせないことから、工事への参画ができない。
対応	・ 総合評価落札方式における施工能力評価型の工事について、技術的難易度の低い工事等において、評価項目のうち、「技術者の能力」の加算点を設定しない。（監理技術者等の要件をみたせば参加資格を有）「企業の能力等」の評価項目を最小限で設定。 ・ 入札手続き中に見積もり徴収は行わず参考価格等を提示し、工事契約後、見積等により実勢価格で精算。 ・ 上記により、応札者の資料作成、発注者の審査内容等削減により手続きに係る期間を短縮。

企業能力評価型

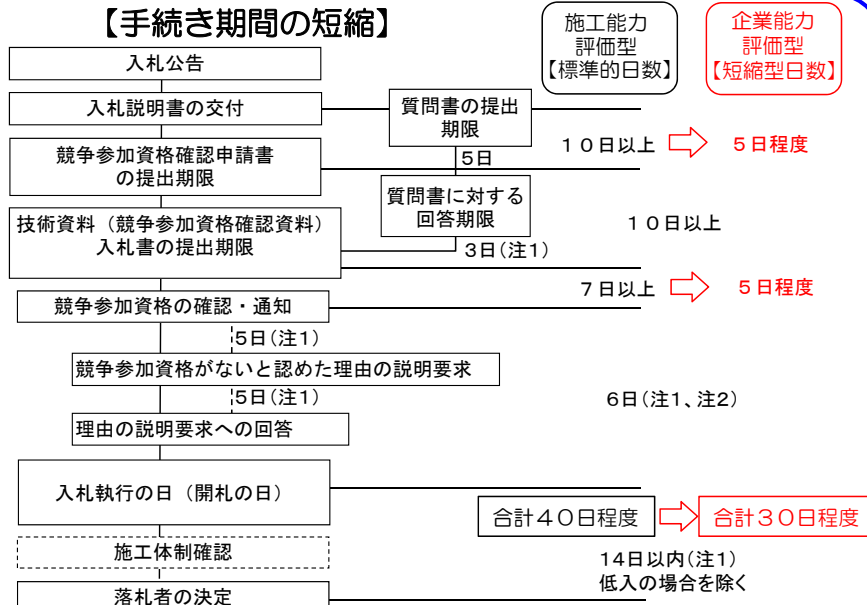
【施工能力評価型】



【企業能力評価型】



【手続き期間の短縮】



手持ち工事、BIM/CIM、ICT活用（施工者希望）、自由設定数項目を評価項目から除外

（注1）営業日（日曜日、土曜日、祝日等を含まない。）

（注2）6日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は11日

1.(2) 企業能力評価型の評価項目

施工能力評価型(分任官工事)

企業能力評価型

評価項目	
★ 技術者の能力	同種・類似施工実績(2)
	継続教育(OPD)の単位取得(1)
	工事成績 工事成績評価(5) 安全対策の評価(3)
	新技術の活用実績(2)
(14)	難工事指定対象工事の実績(1)
企業の能力等	同種・類似の施工実績(3)
	維持修繕工事の施工実績(6)
	工事成績(6)
	難工事指定対象工事の実績(1)
	優良工事・安全工事・社会貢献表彰等 (2)
	週休2日取組(2)
	遠方地への支援活動(2)
	登録基幹技能者の配置(1)
	<担当技術者の資格>(1) ★
	<BIM/CIM活用工事の実績>(1) ★
(17)	<i-ConstructionにおけるICTの活用>(2)
(26)	<手持ち工事量>(2) ★
	地域貢献 地域内拠点(2)
	災害活動実績(2)
	災害協定締結有無(2)
	ボランティアによる地域貢献(1)
(7)	自由設定項目(2) ★

評価項目	
—	
企業の能力	同種・類似の施工実績(3)
	維持修繕工事等の施工実績(6)
	工事成績(6)
	難工事指定対象工事の実績(1)
	優良工事・安全工事・社会貢献表彰等 (2)
	週休2日取組(2)
	遠方地への支援活動(2)
	登録基幹技能者の配置(1)
	—
	—
(17)	<i-ConstructionにおけるICTの活用>(2)
(24)	—
	地域貢献 地域内拠点(2)
	災害活動実績(2)
	災害協定締結有無(2)
	ボランティアによる地域貢献(1)
(7)	—

★：企業評価型においては評価対象としない

()：配点 < >：適用工事において評価

10

1.(3) 週休2日取組企業に対する評価項目を改定

課題	働き方改革関連法に基づき、建設業に従事する労働者の健康確保やWLBの改善、将来の担い手を確保するためにも、休日数を増やし、より働き易い職場環境づくりを行っていくことが必要。
対応	4週8休を評価。特に完全週休2日を対象期間の全ての週で達成した企業を高く評価 ※ 【改定】「企業の能力等」の評価項目について 「週休2日取組実績」の評価項目・配点見直し

※評価対象期間：入札説明書に示す「競争参加資格の審査及び評価基準日」から遡って、実績対象工事の工期末日の翌日が1年以内

○ 評価項目・配点

改定前

優良工事表彰等と合わせて、最大2点のうち1点加点

評価項目		配点			
		2点	1.5点	1点	0点
企業の能力	優良工事表彰等の受賞 工事成績優秀企業の認定	・局長表彰 ・事務所長・室長表彰 2年連続 ・工事成績優秀企業認定	事務所長室長表彰 1年で複数表彰	事務所長室長表彰	無し
	安全工事表彰の受賞	1点 局長表彰	0.5点 事務所長表彰	0点 無し	
	社会貢献等表彰	1点 2年連続表彰	0.5点 表彰	0点 無し	
	週休2日取組企業(過去2年)	1点	0点		
	最大2点	中部地整が発行した完全週休2日取組認定証の所持者 もしくは中部地整・政府調達機関等で完成した工事において4週6休以上を達成した実績	実績有	無し	

改定後

「企業の能力」に単独で最大2点加点

評価項目		配点			
		2点	1.5点	1点	0点
企業の能力	優良工事表彰等の受賞 工事成績優秀企業の認定 ・安全工事表彰等 ・社会貢献等表彰(過去2年)	・局長表彰 ・事務所長・室長表彰 2年連続 ・工事成績優秀企業認定	事務所長室長表彰 1年で複数表彰	事務所長室長表彰	無し
	安全工事表彰の受賞	1点 局長表彰	0.5点 事務所長表彰	0点 無し	
	社会貢献等表彰の受賞	1点 2年連続表彰	0.5点 表彰	0点 無し	
	最大2点	2点	1点	0.5点	0点
	週休2日取組実績	中部地整または政府調達機関等で完成した工事において4週6休以上を達成した実績 完全週休2日を対象期間中に全週達成した実績有り	中部地方整備局が発行した完全週休2日取組認定証の所持者もしくは、中部地方整備局または政府調達機関等で完成した工事において、4週8休以上を達成した実績有り もしくは「週休2日代替制モデル工事(試行)」において対象期間中に休日率21.4%以上(4週6休以上)を達成した実績有り	中部地整または政府調達機関等で完成した工事において4週6休以上を達成した実績有 もしくは「週休2日代替制モデル工事(試行)」において対象期間中に休日率21.4%以上(4週6休以上)を達成した実績有	無し

現行：(施工能力評価型(地域型)の例)
改定：(施工能力評価型(分任官工事)の例)

※ 地方整備局及び北海道開発局の発注工事が対象。

11

1.(3)週休2日取組企業に対する評価項目を改定

○ 週休2日(4週8休～4週6休)における評価の考え方

※ 週休2日交替制モデル工事(試行)は除く

種 別 発注機関	完全週休2日を全週達成	完全週休2日		週休2日相当	
	発注者指定・受注者希望型共通 (完全週休2日・週休2日相当)	発注者指定型	受注者希望型	発注者指定型	受注者希望型
中部地方整備局 (週休2日の定義は次頁の参考による。)	完全週休2日の考え方に基づき、対象期間中の全週間数に対して、休工対象日を現場閉所とした週間数の割合が100%であると判断された場合に評価。 ※週休2日相当においても上記に該当すれば評価。	中部地方整備局が発行した完全週休2日取組認定証にて評価	完全週休2日(受注者希望型)の考え方に基づき、4週6休以上達成したと判断された場合に評価(ただし、平成30年7月31日まで公告した工事において、公告文に「完全週休2日取組認定証」の発行が記載されたものについては、認定証にて評価)	週休2日相当(発注者指定型)の考え方に基づき、4週6休以上達成したと判断された場合に評価	週休2日相当(受注者希望型)の考え方に基づき、4週6休以上達成したと判断された場合に評価
	(2点)	取組認定証所持or4週8休(1点)・4週7休・6休(0.5点)			
その他 政府調達機関等	各機関の要領等に基づく週休2日取り組み工事において、4週6休以上が達成したと認められると判断できる場合に評価。 完全週休2日100%(2点)・4週8休(1点)・4週7休・6休(0.5点)				

() : 配点(施工能力評価型(分任官工事・本官工事)の例)

12

1.(3)週休2日取組企業に対する評価項目を改定

○ 週休2日(完全週休2日)における評価の考え方

完全週休2日を下記口枠に示すとおり全週達成した場合に評価 (2点)

※ 完全週休2日対象工事でなく週休2日相当対象工事においても上記の条件を満たす工事は同様に評価

(2点)		完全週休2日		週休2日相当	
		発注者指定型	受注者希望型	発注者指定型	受注者希望型
共通事項	完全週休2日を全週達成の定義	対象期間中の全週間数に対して、休工対象日（完全週休2日において適用される休工対象日を指す）を現場閉所とした週間数の割合が100%であった場合に評価を行う			
	週休2日の定義	対象期間中の各週において休工対象日に現場閉所を実施すること	対象期間において、2／7以上の現場閉所を実施すること		
	非対象期間	準備期間、後片付け期間、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）、工場製作のみの期間、工事事故等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間、その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間			
	現場閉所の定義	現場閉所とは、巡回／パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態をいう			
工事成績 ＋ 完全週休2日取組認定証	工事成績評価	対象期間中の全日数に対する休工（現場閉所）日数の割合が2／7（週休2日（4週8休））を超えた場合に評価を行う			
	完全週休2日取組認定証	対象期間中の全週間数に対して、休工対象日を現場閉所とした週間数の割合が70%以上を超えた場合に発行する。			
	対象期間	工期開始日から工事完了日のうち、非対象期間を除いた期間			
	休工対象日	「土曜日・日曜日」「祝祭日」とし、実際の休工に際してはこれに代わる定休日を設定してもよい 天候（降雨・積雪等）により休工した日は、休工としてカウントしない		「土曜日・日曜日」「祝祭日」を問わず、対象期間の2/7以上（小数点以下切り上げ）の日数とする 天候（降雨・積雪等）により休工した日は、休工としてカウントする	

※ 週休2日交替制モデル工事(試行)は除く

13

1.(4)労働時間短縮に向けたi-Constructionの推進

課題	・i-Constructionにおける「ICTの全面的な活用」の取り組みによる生産性向上を図るべく、一層の普及推進が必要。
対応	・i-ConstructionにおけるICT舗装工（修繕工） 施工者希望Ⅰ型で実施する場合に評価 【改定】 「企業の能力等」の評価項目について 「ICT舗装工（修繕工）」を追加

○ 評価項目・配点

改定前

評価項目	配点
「MC」を活用した施工を実施	1点※
土工・舗装工・路盤工において「MC、MG」を活用した施工の実績（ICT土工：発注者指定Ⅱ型）	2点
i-Constructionに基づく建設ICT（ICT土工）を実施（ICT土工：施工者希望Ⅰ型）	2点
i-Constructionに基づく建設ICT（ICT舗装工（As,Co））を実施（ICT舗装工（As,Co）：施工者希望Ⅰ型）	2点
i-Constructionに基づく建設ICT河川浚渫工を実施（ICT河川浚渫工：施工者希望Ⅰ型）	2点



改定後

評価項目	配点
「MC、MG」を活用した施工の実績（ICT土工：発注者指定Ⅱ型）	2点
i-ConstructionにおけるICT土工を実施（ICT土工：施工者希望Ⅰ型）	2点
i-ConstructionにおけるICT舗装工（As,Co）を実施（ICT舗装工（As,Co）：施工者希望Ⅰ型）	2点
i-ConstructionにおけるICT河川浚渫工を実施（ICT河川浚渫工：施工者希望Ⅰ型）	2点
i-ConstructionにおけるICT舗装工（修繕工）を実施（ICT舗装工（修繕工）：施工者希望Ⅰ型）	2点

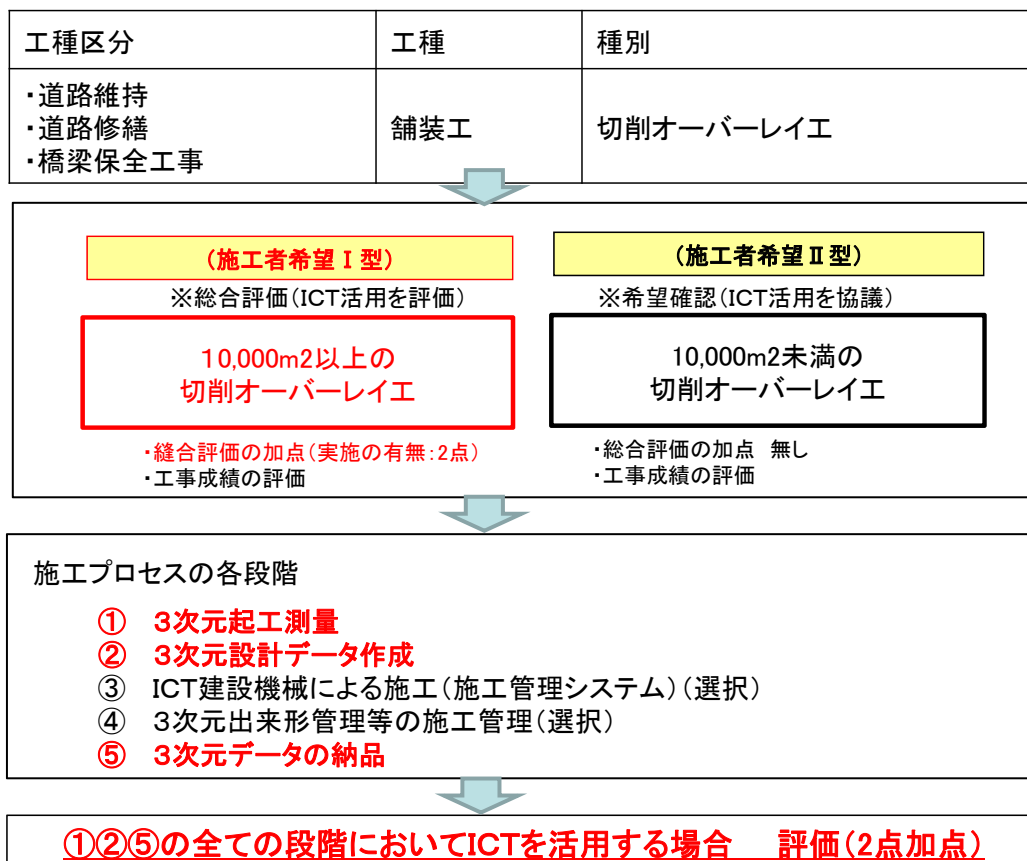
※ ICT舗装工（修繕工）の追加に伴う評価項目のため廃止

現行：（施工能力評価型（地域型）の例）
改定：（施工能力評価型（分任官工事）の例）

14

1.(4)労働時間短縮に向けたi-Constructionの推進

ICT舗装工（修繕工） 対象工事



15

1.(5) 段階的選抜方式の改定 (WTO対象工事)

課題	- 一次選抜者は、最低10者選抜と、10者を越えた者の半数(最大20者)としているが、受発注者負担軽減の観点から、更に選抜者数を絞ることが必要。 - 選抜される企業が固定されないよう、さまざまな企業が流動的に選抜されることが必要。
対応	【改訂】 - 一次選抜者数は最低10者選抜と、10者を越えた者の半数(切り上げ、15者を上限) 流動的に企業が選抜されるよう配点等を見直し

改定前

評価項目			
合計 30点	技術者の能力 (13)	工事成績	工事成績評定(4)
			安全対策の評定(4)
		新技術の活用実績及び優良工事技術者表彰(2)	
		継続教育(CPD)の単位取得(2)	
		高度なマネジメント(PPP)の実施実績(1)	
	企業の能力 (16)	企業の能力	同種の施工実績(8)
			工事成績(6)
			週休2日取組(1)
			国土技術開発賞の受賞企業(1)
	その他 (1)	WLB推進企業(1)	

改定後

(): 配点

評価項目			
合計 40点	技術者の能力 (20)	工事成績	工事成績評定(8)
			安全対策の評定(6)
		新技術の活用実績(2)	
		継続教育(CPD)の単位取得(2)	
		高度なマネジメント(PPP)の実施実績(1)	
		学会誌や協会誌等への執筆や投稿、発表論文などの実績(1)※	
	企業の能力 (19)	企業の能力	同種の施工実績(8)
			工事成績(8)
			週休2日取組(2)
			国土技術開発賞の受賞企業(1)
	その他 (1)	WLB推進企業(1)	

※・公益法人、国立研究開発法人等が発行する冊子へ、建設分野に関連する論文等の執筆や投稿実績もしくは、日本学術会議協力学術研究団体(土木・建築分野)が発行する冊子へ、本工事で求める「同種工事」に関する学術研究の論文等の執筆や投稿実績を評価。
・評価対象期間: 入札説明書に示す「競争参加資格の審査及び評価基準日」から遡って、掲載日の翌日が4年以内

16

2.(1) 施工実績及び工事成績の評価区分・配点見直し

課題	技術者の高齢化及び減少が問題の中、若手技術者の入職が思うように進まないのが実態。適切に世代交代し、若手技術者がやりがいをもって活躍できる環境整備が急務。
対応	- 施工実績(配置予定技術者・企業)及び、近年の工事成績評定点の状況を踏まえた配点の見直し 【改訂】「技術者の能力」及び「企業の能力等」の配点バランスを見直し 「同種・類似工事の施工実績」及び「工事成績」の評価点・評価区分を見直し

○ 「同種・類似工事の施工実績」の評価項目・配点

改定前

評価項目		配点		
		4点	3点	2点
配置予定技術者の同種・類似工事実績	同種性が認められる	地方整備局等 ※	左記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市等	市町村・民間
	類似	1点 地方整備局等 ※	0点 左記以外	
評価項目		4点	3.5点	3点
企業の同種・類似工事実績	より同種性が高い	地方整備局等	左記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市等	市町村・民間
	同種性が認められる	2.5点 地方整備局等	2点 左記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市等	1.5点 市町村・民間
		1点 地方整備局等 ※	0点 左記以外	
	類似	1点 地方整備局等 ※	0点 左記以外	

改定後

評価項目		配点		
		2点	1点	0.5点
配置予定技術者の同種・類似工事実績	同種性が認められる	地方整備局等 ※	左記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市等	市町村・民間
	類似	0点 地方整備局等 ※	0点 左記以外	
評価項目		3点	2.5点	2点
企業の同種・類似工事実績	より同種性が高い	地方整備局等	左記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市等	市町村・民間
	同種性が認められる	1.5点 地方整備局等	1点 左記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市等	0.5点 市町村・民間
		0点 地方整備局等 ※	0点 左記以外	
	類似	0点 地方整備局等 ※	0点 左記以外	

※地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局

現行: (施工能力評価型(地域型)の例)
改定: (施工能力評価型(分任官工事)の例)

17

2.(1) 施工実績及び工事成績の評価区分・配点見直し

○ 「工事成績」の評価項目・配点

評価項目の中で最大配点

改定前

改定後

評価項目		配点						
		4点	3.5点	3点	2点	1.5点	1点	0点
配置予定技術者の工事成績	過去8年の同種実績の工事評定点	81点以上	80点	79点	78点	77点	76点	65点以上 76点未満
	上記の内「安全対策」の評定点	4点		2点		0点		
		得点率90%以上		得点率80%以上 90%未満		得点率80%未満		
評価項目		4点	3.5点	3点	2点	1.5点	1点	0点
		4点	3.5点	3点	2点	1.5点	1点	0点
企業の工事成績	過去4年に完成した中部地整発注工事の工事成績平均点	81点以上	80点以上 81点未満	79点以上 80点未満	78点以上 79点未満	77点以上 78点未満	76点以上 77点未満	65点以上 76点未満

評価項目		配点						
		5点	4点	3点	2点	1.5点	1点	0点
配置予定技術者の工事成績	過去8年の同種実績の工事評定点	83点以上	82点	81点	80点	79点	76点以上 79点未満	65点以上 76点未満
	上記の内「安全対策」の評定点	3点		2点		0点		
		得点率90%以上		得点率80%以上 90%未満		得点率80%未満		
評価項目		6点	5点	4点	3点	2点	1点	0点
		6点	5点	4点	3点	2点	1点	0点
企業の工事成績	過去4年に完成した中部地整発注工事の工事成績平均点	81点以上	80点以上 81点未満	79点以上 80点未満	78.5点以上 79点未満	78点以上 78.5点未満	76点以上 78点未満	65点以上 76点未満

現行：（施工能力評価型（地域型）の例）
改定：（施工能力評価型（分任官工事）の例）

18

2.(2) 優良工事技術者表彰を評価項目から除外

課題	優良技術者表彰を受注する約8割の技術者が40歳以上であり、中部地方整備局発注工事に従事する技術者が実務経験や年齢にとらわれず、建設工事に従事する若手技術者をはじめとする多くの企業・技術者が活躍できる環境づくりが重要。
対応	【廃止】 「技術者の能力」の評価項目について、 「優良工事技術者表彰」を評価項目から除外 「令和元年度工事調達における総合評価落札方式ガイドラインの改定方針」における残留措置として公表済

○ 評価項目・配点

改定前

改定後

評価項目	
技術者の能力	新技術の活用実績 及び 優良工事技術者表彰
	最大3点

評価項目	
技術者の能力	新技術の活用実績
	最大2点 4件以上の実績 : 2点 1件4件未満の実績 : 1点 1件未満 : 0点

※ 「新技術の活用実績」は、評価点・評価区分を見直し

現行：（施工能力評価型（地域型）の例）
改定：（施工能力評価型（分任官工事）の例）

19

2.(3) 維持修繕工事等の施工実績の評価区分・配点見直し

課題	・ 今後は、改築工事・新設工事が減少しメンテナンス工事が中心となってくるものと予測され、地域の維持を行う企業の活躍が一層重要。しかしながら、維持修繕工事の応札者が少なく、今後、地域を維持していく企業の安定的な経営環境の確保が懸念され、維持修繕系工事で利益が出る環境への転換が必須。
対応	・ 地域維持に貢献する維持修繕系工事を中心に受注する企業の競争力を高めるため、維持修繕的工事の実績に加え、経常維持工事(24時間体制)をより高く評価 【改定】 「企業の能力等」の評価項目について「維持修繕工事等の施工実績」 の評価点・評価区分を見直し

○ 評価項目・配点

改定前

評価項目		配点			
企業の能力	維持修繕工事等の施工実績	一般土木工事、維持修繕工事における配点			
		3点	2点	1点	0点
		中部地整の経常維持工事の実績有	中部地整の維持修繕工事(経常維持除く)もしくは他地整・県・政令市等の経常維持工事の実績有	他地整・県・政令市等の維持修繕工事(経常維持除く)の実績有	実績無
		一般土木工事、維持修繕工事以外における配点			
		3点	1点	0点	



改定後

評価項目		配点					
企業の能力	維持修繕工事等の施工実績	全ての工程					
		5点	4点	3点	2点	1点	0点
		中部地整の経常維持工事のうち、「24時間体制※1」の実績有	中部地整の経常維持工事の実績有または他地整・県・政令市等の経常維持工事のうち、「24時間体制※1」の実績有	中部地整の維持修繕工事で過去4年間に4件以上の実績有または他地整・県・政令市等の経常維持工事の実績有	中部地整の維持修繕工事(経常維持除く)の実績有(4件未満)	他地整・県・政令市等の維持修繕工事(経常維持除く)の実績有	実績無
		【※2】	【※2】	【※2】	【※2】	【※2】	

現行：(施工能力評価型(地域型)の例)・改定：(施工能力評価型(分任官工事)の例)

- ・維持修繕工事とは、既設構造物・施設等の補修、改修及び整備工事等(耐震補強、交差点改良、歩道整備・設置(現道工事)・電線共同溝(現道工事)、設備更新等を含む)を行った工事を対象とする。
- ・経常維持工事とは、一定の期間及び区間において日常的に施設維持を行う維持工事、除草工事、流木処理工事、河川清掃工事、道路照明施設維持工事、道路除雪(雪害)工事、道路清掃工事をいう。(左記の要件を満たす役務(業務)、単価契約の契約形態を含む。)

※1「24時間体制」とは契約期間の中で、平日の昼間以外に土曜日、日曜日、祝日を含め昼夜を問わず、緊急作業を実施する経常維持工事。

・道路の経常維持(応急処理作業工又は緊急巡回を含む)、雪害

・河川の経常維持(応急処理作業工又は出水時等巡視を含む)、ダム(貯水池含む)の維持

※2 工事発注事務所管内の実績については、上表配点に1点を追加加算(分任官工事のみ)

20

2.(3) 維持修繕工事等の施工実績の評価区分・配点見直し

加算事例 施工能力評価型(分任官工事)で「過去4年間で4件の中部地整の維持修繕工事の実績」を有する場合

- 分任官工事において、工事発注事務所管内実績の場合は+1点
- 「中部地整の維持修繕工事で過去4年間に4件以上の実績」については、**4件の工事実績のうちいずれか1件が工事発注事務所管内の実績であれば、「工事発注事務所管内実績の場合」に該当し +1点を加算**

評価項目		配点					
加算点 最大6点	維持修繕工事等の 施工実績	5点 ①	4点 ②	3点 ③	2点 ④	1点 ⑤	0点
		中部地整の経常維持工事のうち、「24時間体制」の実績有	中部地整の経常維持工事の実績有 または 他地整・県・政令市等の経常維持工事のうち、「24時間体制」の実績有	中部地整の維持修繕工事で過去4年間に4件以上の実績有 または 他地整・県・政令市等の経常維持工事の実績有	中部地整の維持修繕工事（経常維持除く）の実績有 （4件未満）	他地整・県・政令市等の維持修繕工事（経常維持除く）の実績有	実績無
		工事発注事務所管内実績の場合は +1点	工事発注事務所管内実績の場合は +1点	工事発注事務所管内実績の場合は +1点	工事発注事務所管内実績の場合は +1点	工事発注事務所管内実績の場合は +1点	
	⑥ 不調等による再公告工事受注企業評価対象工事」の受注実績 3点						

(施工能力評価型(分任官工事・本官工事)の例)

中部地方整備局 ●●国道事務所の公告した工事(例)

- A工事 中部地方整備局 ●●国道事務所 発注 橋梁補修工事
- B工事 中部地方整備局 △△河川事務所 発注 堤防耐震工事
- C工事 中部地方整備局 ××国道事務所 発注 交差点改良工事
- D工事 中部地方整備局 □□国道事務所 発注 舗装修繕工事

4件の施工実績のうち
●●国道事務所の実績あり

工事発注事務所管内実績の場合は+1点

21

2.(3) 維持修繕工事等の施工実績の評価区分・配点見直し

加算事例 維持修繕工事等の施工実績における加算点の組み合わせについて

- 維持修繕工事等の実績は、①～⑤のいずれかの実績のみ加算(組み合わせ加算はしない)
- 維持修繕工事等の実績(①～⑤)と⑥「不調等による再公告工事受注企業評価対象工事」※の受注実績の組み合わせは可能

(施工能力評価型(分任官工事)の例)

評価項目		配点					
加算点 最大6点	維持修繕工事等の 施工実績	5点 ① 中部地整の経常維持工事のうち、「24時間体制」の実績有	4点 ② 中部地整の経常維持工事の実績有 または 他地整・県・政令市等の経常維持工事のうち、「24時間体制」の実績有	3点 ③ 中部地整の維持修繕工事 で過去4年間に4件以上の実績有 または 他地整・県・政令市等の経常維持工事の実績有	2点 ④ 中部地整の維持修繕工事(経常維持除く)の実績有 (4件未満)	1点 ⑤ 他地整・県・政令市等の維持修繕工事(経常維持除く)の実績有	0点
		工事発注事務所管内実績の場合は +1点 ★	工事発注事務所管内実績の場合は +1点 ★	工事発注事務所管内実績の場合は +1点 ★	工事発注事務所管内実績の場合は +1点 ★	工事発注事務所管内実績の場合は +1点 ★	実績無
	⑥ 「不調等による再公告工事受注企業評価対象工事」※の受注実績 3点						

※ 中部地整(港湾空港関係除く)において平成元年度に不調等で再公告した工事と認められるものに加算する時限措置

組み合わせ可能な実績(例) ★工事発注事務所管内実績の場合

- 【ケース1】 ① の実績 ⇒ (5+1★) = 6点 (単独の工事実績)
- 【ケース2】 ④ と ⑥ の実績 ⇒ (2+1★)点 + 3点 = 6点
- 【ケース3】 ② と ⑥ の実績 ⇒ (4+1★)点 + 3点 = 8点 ⇒ 最大6点

OK

組み合わせできない実績(例) ★工事発注事務所管内実績の場合

- 【ケース4】 ④ と ② の実績 ⇒ (2+1★)点 + (4+1★)点 = 8点 ⇒ 最大6点

NG

22

2.(4) 遠方地への支援活動の実績評価

課題	・ 防災・災害復旧の担い手となる企業に対し、災害活動等の実績を評価してきたが、近年の災害の頻発化・激甚化の状況を踏まえ、全国的な支援態勢の確保が必要。
対応	・ 中部地整及び政府調達機関等の要請による中部地整外の災害・支援活動等の実績を高く評価 【改訂】「企業の能力等」の評価項目について 「中部地整管外の遠方地への支援活動」の実績を評価(分任官工事に標準)

○ 評価項目・配点

改定前

評価項目	
企業の能力	同種・類似の施工実績
	維持修繕工事の施工実績
	工事成績
	優良工事・安全工事・社会貢献表彰等
	週休2日取組
	<登録基幹技能者の配置>
	<担当技術者の資格>
	<BIM/CIM活用工事の実績>
	<建設ICTの活用>
	<手持ち工事量>
地域貢献精度	近隣地域の工事実績
	地域内の拠点有無
	災害活動実績(2)
	災害協定締結有無
自由設定項目	ボランティアによる地域貢献

改定後

評価項目	
企業の能力	同種・類似の施工実績
	維持修繕工事等の施工実績
	工事成績
	難工事指定対象工事の実績
	優良工事・安全工事・社会貢献表彰等
	週休2日取組
	遠方地への支援活動(2)
	登録基幹技能者の配置
	<担当技術者の資格>
	<BIM/CIM活用工事の実績>
地域貢献精度	<i-ConstructionにおけるICTの活用>
	<手持ち工事量>
	地域内の拠点有無
	災害活動実績(2)
自由設定項目	災害協定締結有無
	ボランティアによる地域貢献

(): 配点
< >: 適用工事において評価
現行: (施工能力評価型(地域型)の例)
改定: (施工能力評価型(分任官工事)の例)

【災害活動の実績】(地域精進度・貢献度)

- ・ 中部地整管内において中部地整又は政府調達機関等の要請を受け活動及び
- ・ 中部地整管外において中部地整、事務所の要請を受け活動実績がある場合、1点(最大2点※)を加算
- ※災害支援活動により感謝状・表彰を受けた場合に+1点

【遠方地への支援活動】

- ・ 中部地整管外において中部地整又は政府調達機関等の要請を受け支援活動等派遣の実績がある場合、1点を加算
- ※支援活動により感謝状・表彰を受けた場合に+1点

評価期間は、これまでの災害活動実績と同様の過去5年間

【災害活動の実績】(地域精進度・貢献度)

- ・ 中部地整管内において中部地整又は政府調達機関等の要請を受け活動実績がある場合、1点(最大2点※)を加算
- ※災害支援活動により感謝状・表彰を受けた場合に+1点

23

2.(5) 難工事指定対象工事の実績評価

課題	作業ヤードが狭隘、関係機関との密接な調整が必要など、社会条件やマネジメント特性の難しい「難工事」は参画者が少ない現状。
対応	- 中部地方整備局発注（港湾空港関係除く）の難工事指定対象工事において、元請けとして完成・引き渡しが完了した工事（70点以上）を評価※（WTO工事以外対象） 【新規】「技術者の能力」及び「企業の能力等」の評価項目について「難工事指定対象工事」の実績評価。（各1点）

※入札説明書に示す「競争参加資格の審査及び評価基準日」から遡って、実績対象工事の工期末日の翌日が1年以内

○ 評価項目・配点

改定前

評価項目	
技術者の能力	同種・類似施工実績
	継続教育（CPD）の単位取得
	工事成績
	新技術の活用実績
企業の能力	同種・類似の施工実績
	維持修繕工事の施工実績
	工事成績
	優良工事・安全工事・社会貢献表彰等 週休2日取組
	<登録基幹技能者の配置>
	<担当技術者の資格>
	<BIM/CIM活用工事の実績>
	<建設ICTの活用>
	<手持ち工事量>

改定後

評価項目	
技術者の能力	同種・類似施工実績
	継続教育（CPD）の単位取得
	工事成績
	新技術の活用実績
企業の能力	難工事指定対象工事の実績(1)
	同種・類似の施工実績
	維持修繕工事等の施工実績
	工事成績
	難工事指定対象工事の実績(1)
	優良工事・安全工事・社会貢献表彰等 週休2日取組
	遠方地への支援活動
	<登録基幹技能者の配置>
	<担当技術者の資格>
	<BIM/CIM活用工事の実績>
	<i-ConstructionにおけるICTの活用>
	<手持ち工事量>

配置予定技術者の同種・類似の施工実績と同じ工事が評価対象

企業の同種・類似の施工実績と同じ工事が評価対象

() : 配点
< > : 適用工事において評価
現行：（施工能力評価型（地域型）の例）
改定：（施工能力評価型（分任官工事）の例）

24

2.(6) チャレンジ型の評価項目改定

課題	地域に精通し技術力がある企業であっても、近年、直轄工事の受注実績がなく参画ができない。
対応	チャレンジ型方式を『総合評価落札方式の運用ガイドライン』にR1から位置づけ活用 ・県・政令市の実績を国と同等評価。工事成績や表彰実績を評価対象とせず、施工計画を加点評価

拡大
改定

- 維持修繕工事等の施工実績(国・都道府県・政令市等を同等に評価)
- 発注事務所管内の工事实績を評価(特に出張所管内の実績を高く評価)

改定前

評価項目 (施工計画評価型)	
計画 施工 (15)	簡易な施工計画(15)
技術者の能力 (7)	同種の施工実績(2)
	継続教育（CPD）の単位取得(2)
	新技術の活用実績(3)
企業の能力 (8)	同種の施工実績(4)
	<登録基幹技能者の配置>(1)
	<担当技術者の資格>(1)
	<BIM/CIM活用工事の実績>(1)
	<建設ICTの活用>(2)
	<手持ち工事量>(4)
	近隣地域の工事实績(1)
	地域内拠点(2)
	災害活動実績(2)
	災害協定締結有無(2)
企業の能力等 (18)	ボランティアによる地域貢献(1)
	自由設定項目(2)

改定後

評価項目	
計画 施工 (15)	簡易な施工計画(15)
技術者の能力 (5)	同種・類似の施工実績 (3) ※国・都道府県・政令市等を同等に評価
	継続教育（CPD）の単位取得(2)
企業の能力 (15)	同種・類似の施工実績(4) ※国・都道府県・政令市等を同等に評価
	維持修繕工事等の施工実績 (5) ※ 国・都道府県・政令市等を同等に評価
	登録基幹技能者の配置 (1)
	<i-ConstructionにおけるICTの活用>(2)
	事務所管内の工事实績(2)
	地域内拠点 (3)
	災害活動実績(2)
	災害協定締結有無(2)
	ボランティアによる地域貢献(1)

※「施工計画評価型」と「維持修繕工事实績評価型」を1本化
() : 配点 < > : 適用工事において評価

25

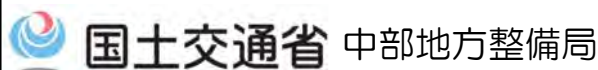
令和2年11月1日以降の公告から 令和2年度 ガイドライン運用開始

－ HP公開 －

- 令和2年度工事調達における総合評価落札方式ガイドライン
- 参考資料 申請時の注意事項
- 令和2年度工事調達における総合評価落札方式ガイドラインの改定について
(説明資料)

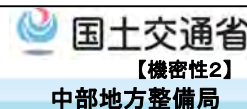
「令和2年11月 建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドライン」改定の概要

令和2年11月 企画部技術管理課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

業務ガイドラインの改定について(案)



【機密性2】

中部地方整備局

- ◆新しい生活様式に基づいた新たな業務の調達方針が必須
- ◆業務は原則、テレワークで実施することを考慮
- ◆受発注者双方の労力低減が求められる

＜主な改定ポイント＞

●プロポーザル方式

- ・企画提案書は特定テーマのみとする（実施方針、実施体制は求めない）
- ・特定テーマは原則1テーマとするが、テーマ当たり最大2枚迄とする
※発注規模が大きく、内容が複雑で複数テーマ設定することが妥当な場合には、2テーマ設定してもよい。
- ・ヒアリングの実施は業務の必要性により判断する。
※ヒアリングを実施する場合には、企画提案書の評価が上位3者程度に対してWEBで実施すること。

●総合評価【共通】※1:3はプロポで対応する

- ・技術提案書は新たな内容の実施方針評価のみとする（特定テーマは求めない）
- ・実施方針は業務フロー及び工程を含めてA4で1枚とするが、実施方針をA4で1枚と業務フロー及び工程でA4で1枚の合計2枚としても良い。（全体で2枚以内）
- ・ヒアリングは実施しない

●総合評価【測量・地質・用地等 現地での作業が主となる業務】

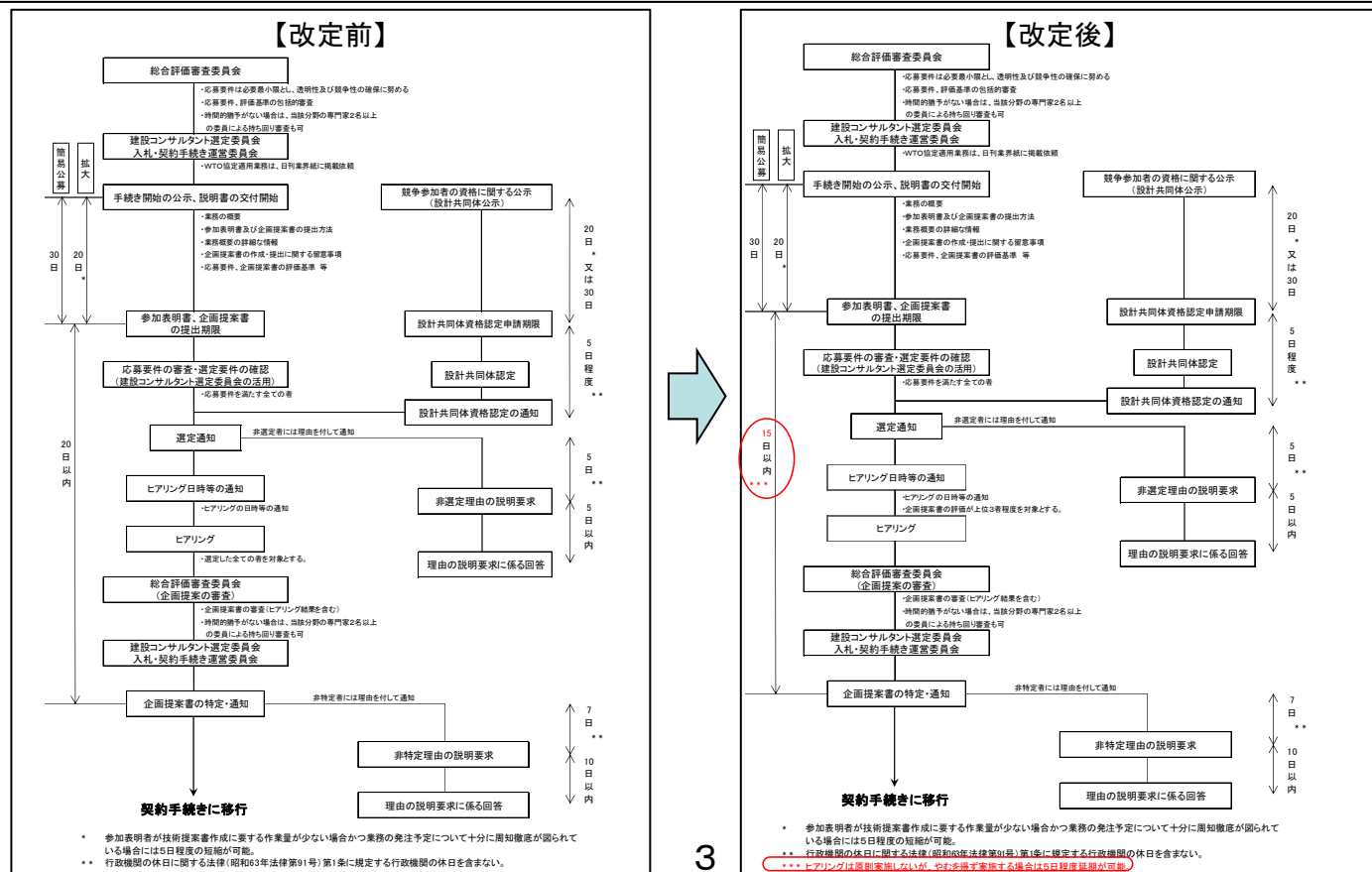
- ・技術提案書は新たな内容の実施方針とするが、評価項目に「現地体制」の項目を追加

●技術者評価項目の見直し

- ・優良表彰の評価を削除
- ・幅広い取り組み姿勢のうち、「学会誌への投稿の実績」について公告日より過去2年以内に変更

※その他、コロナSPを踏まえた手続き等の簡略化については本改定でも推進していく。

国土交通省
【機密性2】
中部地方整備局



業務ガイドラインの改定について(案)

(総合評価落札方式【1:1、1:2】)

【これまで】

○技術提案書については、実施方針、実施体制、(特定テーマ)について記載。

【今回の改訂】

- 技術提案書は新たな内容の実施方針のみとする。(実施体制、特定テーマは求めない)
- 従来の「業務実施体制」から評価に値する項目は「実施方針」に取り入れる。
- 従来の様式どおり実施方針は業務フロー及び工程を含めてA4で1枚とするが、実施方針をA4で1枚と業務フロー及び工程でA4で1枚の合計2枚としても良い。(全体で2枚以内)
- ヒアリングは実施しない。

<技術提案書 標準配点>

【改定前】

【1:1】 【1:2】 テーマ無・ ヒアリング無	【1:2】 テーマ有・ ヒアリング有
15	10
15	10
なし	10
なし	あり
計30点	計30点

実施方針
業務実施体制
特定テーマ
ヒアリング

4

【改定後】

30	実施方針
なし	
なし	
計30点	

業務ガイドラインの改定について(案)

(総合評価落札方式【1:1、1:2】)

<技術提案書 標準配点>

【改定前】

評価項目	評価の着目点		配点
		判断基準	
実施方針	業務理解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	15
	実施手順	業務実施手順を示す実施フロー及び工程表の妥当性が高い場合に優位に評価する。	
	課題・留意点	本業務における特殊性(業務特性)に基づいた着眼点(課題)等の明確な記載がある場合に優位に評価する。 本業務における着目点(課題)や留意点とその対応策について適切な内容の記載がある場合に優位に評価する。	
業務実施体制	実施体制	業務を遂行する上で確保される実施体制の適切性が高い場合に優位に評価する。	15
	専門技術者	業務の経験者や専門技術者を配置されている場合に優位に評価する。	
	品質向上	業務成果の品質向上(ミス防止体制等)の記載内容の妥当性が高い場合に優位に評価する。【業務内容に応じて、判断基準を修正すること】	
	セキュリティ及びコンプライアンス対策	セキュリティ及びコンプライアンス対策についての記載内容がそれぞれ具体的に記載され、妥当性が高い場合に優位に評価する。【業務内容に応じて、判断基準を修正すること】	
	その他	業務を遂行する上での実施体制に関する工夫点の妥当性が高い場合に優位に評価する。【業務内容に応じて、判断基準を修正すること】	
合計			30

【改定後】

評価項目	評価の着目点		配点	
		判断基準		
実施方針	課題対応方針	①業務の課題に応じた対応方針を提案している場合に評価する。	30	
		②対応方針の提案根拠が明確で、課題解決に有意な対策である場合に評価し、業務全体の課題改善度に応じてより優位に評価する。		
		③対応方針の実現性が高い場合に評価し、その内容がより高い場合は優位に評価する。		
	実施手順	④業務フローと提案された課題対応方針との整合性が高い場合に評価し、節目となるポイント等が示されており、その整合性が高い場合はより優位に評価する。		
		⑤業務工程表と業務フローとの間に整合性がある場合に評価し、その内容に実現性が高い場合はより優位に評価する。		
		⑥工程に対し、繁忙期の人的体制、技術的な応援体制、手戻り防止の業務評価体制、工程管理の実現性などが示されている場合に評価し、提案内容の実現性が高い場合はより優位に評価する。		
	品質向上	⑦業務成果の品質向上（ミスの防止対策など）の記載内容に具体性があり、実現性が高い場合に評価する。		
	現地体制	【測量・地質・用地等 現地での作業が主となる業務】 ⑧業務を遂行する上で確保される実施体制の適切性が高く、業務の経験者や専門技術者が配置されている場合に評価する。		
	合計			30

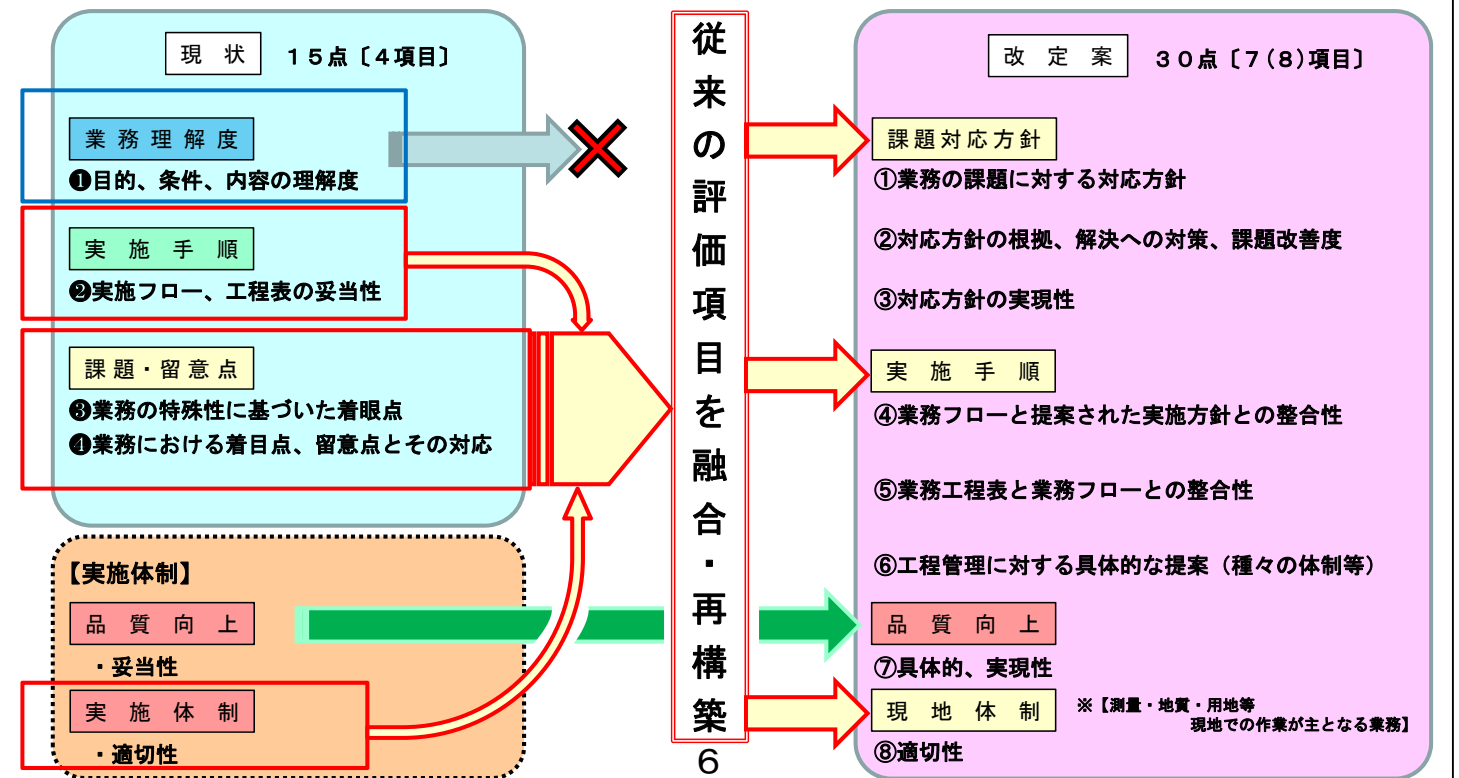
業務ガイドラインの改定について(案)

(総合評価落札方式(1:1、1:2))

【ガイドライン改定(案)】

○現状の評価項目では、十分な差が付きづらいことから、評価項目を見直す

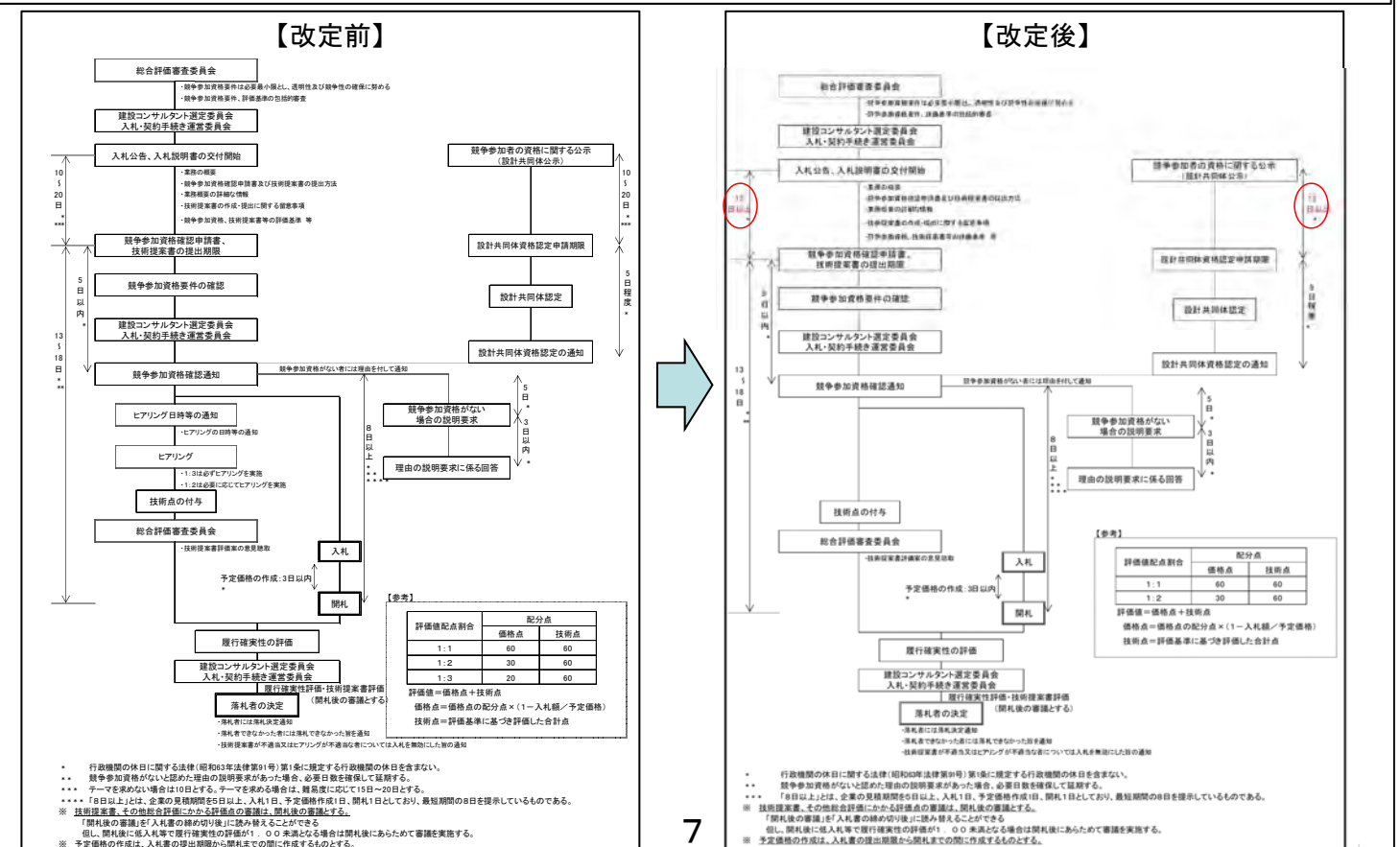
【評価項目(実施方針)の改定案】



業務ガイドラインの改定について(案)

(総合評価落札方式(見積徴集なし))

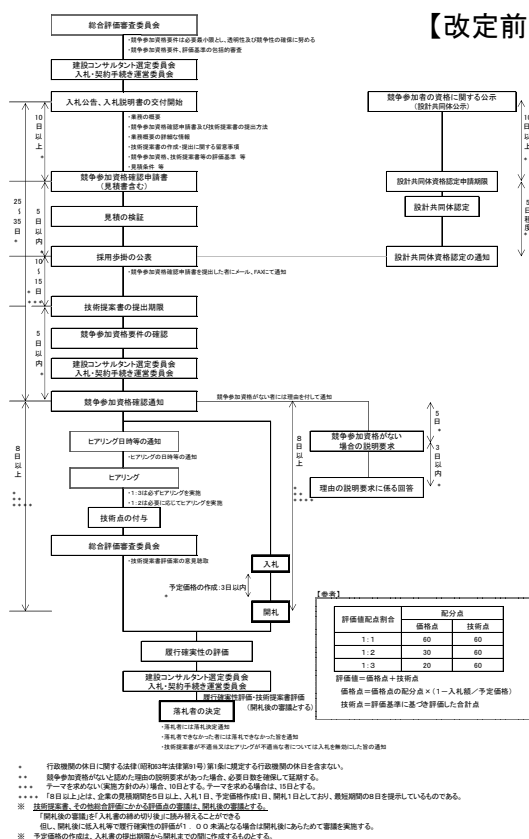
◆1:1、1:2はテーマを求めないため、公告から競争参加資格確認申請書、技術提案書の提出期限までの期間の表現を変更。 10~20日→15日



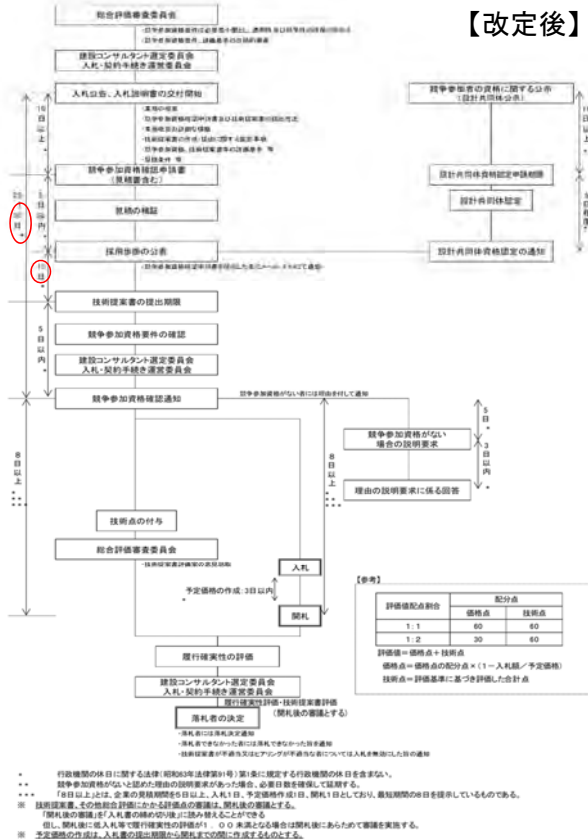
業務ガイドラインの改定について (総合評価落札方式(見積徴集あり))

- ◆1:1、1:2はテーマを求めないため、以下の期間の表現を変更。
- 採用歩掛の公表から技術提案書の提出期限 : 10~15日→10日
 - 入札公告、入札説明書の交付開始から競争参加資格確認通知 : 25~35日→25日~30日

【改定前】



【改定後】



8

業務ガイドラインの改定について(案)

【管理技術者評価項目の見直しについて】

- 令和2年11月の「建設コンサルタント業務等における入札・契約手続きに関するガイドライン」改訂に伴い、「技術者の優良表彰」の評価項目を除外し、「CPD」と「幅広い取り組み姿勢」とを合わせた評価とする。
- 幅広い取り組み姿勢のうち、「学会誌への投稿の実績」について公告日より過去2年以内とする

企業	実績	2
	成績	4
	表彰	2
	拠点	2
管理技術者	資格	3
	実績	3
	成績	10
	表彰	4
20	CPD	2
	幅広い取り組み姿勢※	2
	上限	4

※幅広い取り組み【学会誌への投稿の実績】
公告日より過去1年以内の実績

【改定前】

9

企業	実績	2
	成績	4
	表彰	2
	拠点	2
管理技術者	資格	3
	実績	3
	成績	10
	CPD	2
20	幅広い取り組み※	2

※幅広い取り組み【学会誌への投稿の実績】
公告日より過去2年以内の実績

【改定後】

若手技術者が
不利とならな
いよう表彰項
目を削除し、品
質向上に資す
る項目を追加

【CPDの評価期間の考え方】

○CPDの評価期間については、令和2年8月1日以降発注の令和2年度業務及び令和3年度実施業務に限り、評価期間を2カ年に延長しているため継続していく。

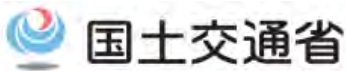
	過去1年間 (公示日(公告日)が令和2年6月1日であれば令和元年6月2日から1年間)	公示日 (公告日)	参加表明書 提出期限
評価対象	証明期間	発行	
評価対象	証明期間	発行	
評価対象	証明期間	発行	
評価対象	証明期間	発行	
評価しない	証明期間	発行	
評価しない	証明期間	発行	



	過去2年間 (公示日(公告日)が令和2年8月1日であれば平成30年8月2日からの2年間)	公示日 (公告日)	参加表明書 提出期限
評価対象	証明期間	発行	
評価対象	証明期間	発行	
評価対象	証明期間	発行	
評価対象	証明期間	発行	
評価対象	証明期間	発行	
評価対象	証明期間	発行	
評価しない	証明期間	発行	
評価しない	証明期間	発行	

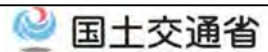
※CPDの証明期間に関して変更するものではないため、証明期間に関してはCPD協議会ごとに定められた証明期間のとおりとする。

建設業法の改正に伴う 監理技術者の兼務について



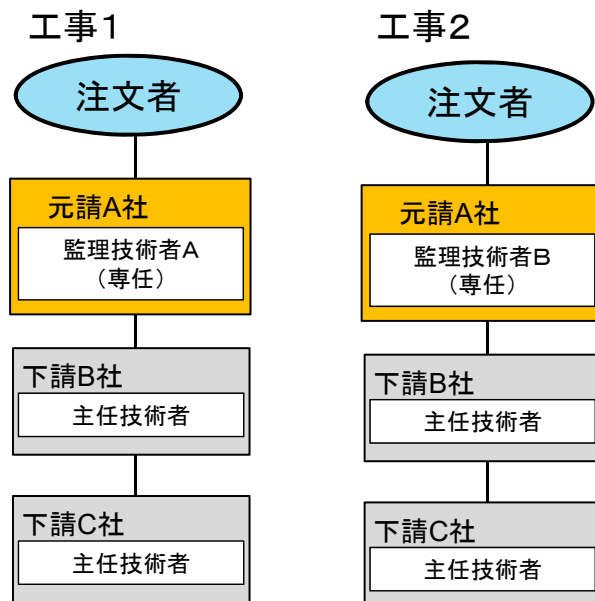
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

○監理技術者の専任の緩和(建設業法第26条)



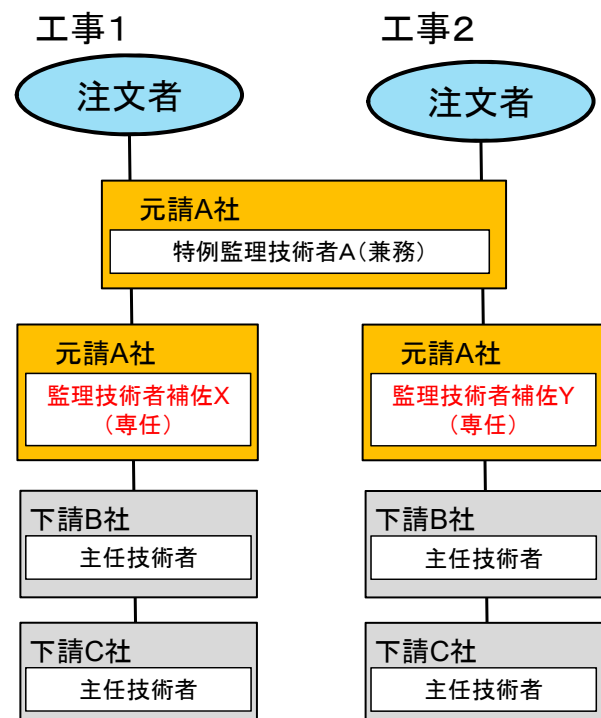
【改正前】

・建設工事の請負代金額が3500万円(建築一式工事にあつては7000万円)以上で、下請代金額の合計が4000万円(建築一式工事にあつては6000万円)以上の場合については、監理技術者は現場に専任でなければならない。



【改正後】

・監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任でおいた場合には、監理技術者の兼務を認めることとする。(2現場まで)



令和元年6月12日公布、令和2年10月1日施行

○建設業法（主任技術者及び監理技術者の設置等）

第二十六条（略）

2（略）

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。

4 前項ただし書の規定は、同項ただし書の工事現場の数が、同一の特例監理技術者（同項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者をいう。次項において同じ。）がその行うべき各工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を行つたとしてもその適切な実施に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。

5 第三項の規定により専任の者でなければならない監理技術者（特例監理技術者を含む。）は、第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第二十六の五から第二十六の七までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講したものの中から、これを選任しなければならない。

6（略）

2

特例監理技術者の兼務要件

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の取扱いについて

○特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置要件

①分任支出負担行為担当官工事であること

- ・電気通信設備工事は地方整備局会計事務取扱標準細則（平成14年3月28日国官第4136号）第22条第1項第5号に該当するもののうち本官工事として行うものを含む。
- ・営繕工事は地方整備局会計事務取扱標準細則（平成14年3月28日国官第4136号）第22条第1項第6号に該当するもののうち本官工事として行うものを含む。

②工事の技術的難易度が原則2以下の工事であること

- ・但し、施工能力評価Ⅱ型を適用した場合は、工事内容によっては認めても良い。

③兼務できる工事数は2件までであること。また、2件の請負代金（当初）の総額は原則4億円未満とする。

④兼務する工事が低入札工事でないこと

⑤兼務する工事が維持工事でないこと

- ※ここでいう「維持工事」とは通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）等のこと

⑥特例監理技術者として施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること

兼務する工事の範囲（案）

中部地整管内 ・県内 ・事務所管内 ・出張所管内等 ※建設業協会支部単位で自治体名を明示予定

⑦監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること

⑧現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の「元方事業者による建設現場安全管理指針」において「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属のものをすること。」とされていることから、施工体制に留意すること

※本運用については、監理技術者の兼任状況等を踏まえ、適宜、見直しの検討を行う予定である。

3

インフラ分野のDX推進の取り組み

- 国土交通省 インフラ分野のDX推進本部
- 中部地整における人材育成センター等の整備



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

中部地方整備局



http://www.cbr.mlit.go.jp/construction.html



新型コロナウイルスをきっかけとした社会変容

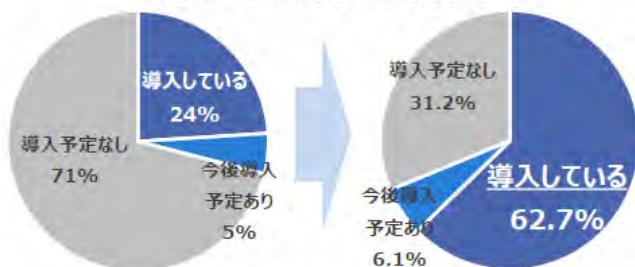
国土交通省

新型コロナウイルスをきっかけとして社会のデジタル化が進展し、オンライン会議や地方居住が進むなど仕事も働き方も大きく変わることが予測されている

テレワーク

24.0% (3月) ⇒ 62.7% (4月)

「テレワークを導入していますか」



注：都内企業（30人以上）に対するアンケート調査（3月・4月）
（出所）東京都防災ホームページ公表資料を基に作成

オンライン会議

ZOOMの1日あたり会議参加者数は約30倍に
（19年12月：約1千万人⇒20年4月：約3億人）

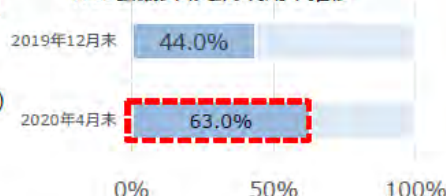


「Web会議システム」

全体の利用も増加。

（44%（2019年12月）
⇒ 63%（2020年4月））

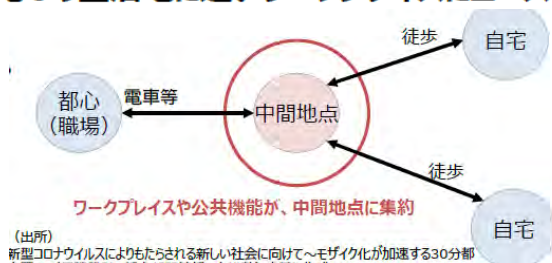
Web会議システムの利用率推移



注：全国の会社・団体の役員・社員を対象。（出所）MM総研公表情報を基に作成
回答件数2,119名 Webアンケートにて調査 2020年4月28日～5月1日

生活地選択の自由拡大

都心より生活地に近いワークプレイスにニーズ



（出所）新型コロナウイルスによりもたらされる新しい社会に向けて～モビリティが加速する30分都市圏～（日建設計 都市部門統括 大松敦）を基に作成

地方居住

地方への転職希望者は1.5倍に。

・「地方への転職を希望する」と答えた人は、今年2月で22%だったが、5月には36%に。

（出所）Re就活登録会員対象 各種アンケート調査

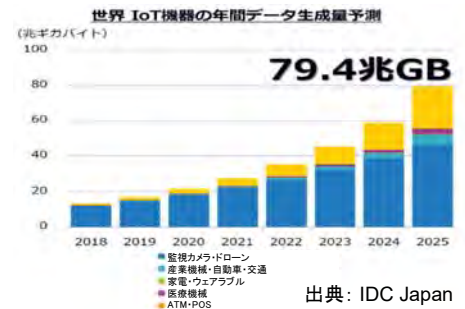
出典 6月17日 第26回 産業構造審議会総会資料より

【2020年第5世代移動通信システム(5G)サービス開始】

5G

データの高速通信

- 超高速(20倍)、超低遅延(1/10)、多数同時接続(10倍)環境の実現
- IoTデバイスの普及拡大とデータ送受信の拡大



【ディープラーニングの進化による画像認識市場の拡大】

AI

データの認識・判断

- 画像解析分野はカメラ等周辺機器の充実により、様々な産業に拡大
- 今後、言語解析の拡大が見込まれ文書管理などへの適用が進む

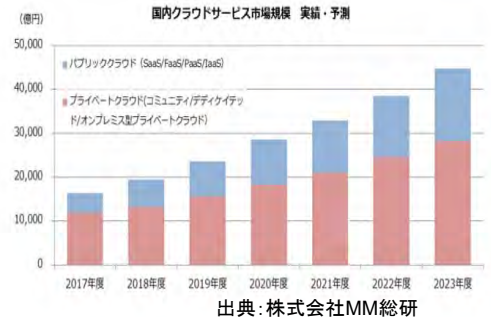


【クラウドサービスの国内市場規模は年々拡大】

クラウド

データの保存処理

- 企業の既存システムをパブリッククラウドに移行する動きが加速
- AWS (Amazon)、Azure (Microsoft)、GCP (Google) の寡占化が進展



2

インフラ分野のDX(デジタル・トランスフォーメーション)

【インフラ分野のDX】

○社会経済状況の激しい変化に対応し、インフラ分野においてもデータとデジタル技術を活用して、国民のニーズを基に社会資本や公共サービスを変革すると共に、業務そのものや、組織、プロセス、建設業や国土交通省の文化・風土や働き方を変革し、インフラへの国民理解を促進すると共に、安全・安心で豊かな生活を実現

➤ DXの概念

進化したデジタル技術を浸透させることで人々の生活をより良いものへと変革すること

「行動」のDX

どこでも可能な現場確認



「知識・経験」のDX

誰でもすぐに現場で活躍



「モノ」のDX

誰もが簡単に図面を理解



社会資本や公共サービス、組織、プロセス、文化・風土、働き方の変革

インフラへの国民理解の促進と安全・安心で豊かな生活を実現

3

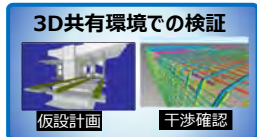
インフラ分野のDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

- 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした非接触・リモート型の働き方への転換と抜本的な生産性や安全性向上を図るため、5G等基幹テクノロジーを活用した**インフラ分野のDXを強力に推進**。
- インフラのデジタル化を進め、**2023年度までに小規模なものを除く全ての公共工事について、BIM/CIM※活用への転換を実現**。
- 現場、研究所と連携した推進体制を構築し、**DX推進のための環境整備**や実験フィールド整備等を行い、3次元データ等を活用した新技術の開発や導入促進、これらを**活用する人材育成**を実施。

※BIM/CIM (Building/ Construction Information Modeling, Management)

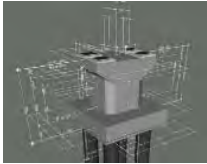
公共事業を「現場・実地」から「非接触・リモート」に転換

・発注者・受注者間のやりとりを「非接触・リモート」方式に転換するためのICT環境を整備

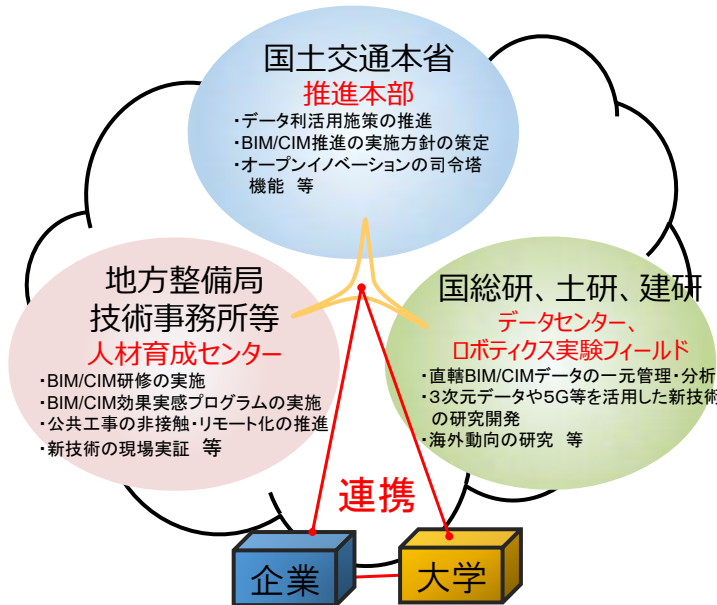


インフラのデジタル化推進とBIM/CIM活用への転換

・対象とする構造物等の形状を3次元で表現した「**3次元モデル**」と「**属性情報**」等を組み合わせたBIM/CIMモデルの活用拡大



インフラDXを推進する体制の整備



5G等を活用した無人化施工技術開発の加速化

・実験フィールド、現場との連携のもと、無人化施工技術の高度化のための技術開発・研究を加速化



リアルデータを活用した技術開発の推進

・熟練技能労働者の動きのリアルデータ等を取得し、民間と連携し、省人化・高度化技術を開発



中部地方整備局のインフラ分野のDX推進に向けた環境整備



中部技術 BIM/CIM人材育成センター 【2F 研修エリア】



【1F 体験エリア】



本局 【3F DXルーム】



6

ICT活用施工の普及・拡大の取り組み 【中部地整における裾野の拡大】

【背景】ICT活用施工はH28年度の導入当初から普及・拡大が進み、R元年度で直轄では対象工事の79%で実施されているが、地方自治体発注の工事においては、対象工事の29%の施工実績しかない。

① ICTアドバイザー(民間)を中心としたICT活用施工の技術支援(技術者の育成等)と啓発活動

豊富な経験を持つICTアドバイザーによる技術支援と、講習会・セミナーによる啓発活動により、地元の建設業者がまずは一度ICT活用施工が経験できる支援体制を充実させ、啓発活動による普及・拡大を継続して実施

【取組内容】

- ICT活用施工の初心者やICTの多様な取り組みに挑戦する技術者などへ、先駆者として経験豊富なICTアドバイザー(民間)83名を登録し支援体制を充実。ICTに興味がある市・町でのセミナー開催や、ICT施工現場の技術者に技術支援を行うなど自主的で活発な支援を実施
- i-Construction中部ブロック推進本部や中部地整管内の各県で推進協議会が組織され、ICT活用に向けた各県独自の取り組みを、ICTアドバイザーやi-Construction中部サポートセンターが支援し、各団体の自主的で積極的な啓発活動を推進

■ ICTアドバイザーを中心とした支援体制



■ 各団体の自主的な啓発活動

中部i-Construction研究会主催の講習会等は、例年参加希望者が多かったため、令和元年からは各県毎に開催。各県も主催に加え、日本建設機械施工協会、各県の建設業協会の、4団体で協同して、受・発注者合同の初心者向け「ICT施工講習会」を開催した。

ICTアドバイザーやサポートセンターから講師派遣

- 愛知県：ICT研修を県・市町職員向けに開催 (R2新規)
- 静岡県：継続研修を実施、県主催でウェビナーも開催
- 岐阜県：建設ICT人材育成センターでの研修を継続
- 三重県：ICT施工講習会に地公体職員20名が参加
- 愛建協：単独主催で会員企業向けに開催 (R2新規)

令和2年度はICTアドバイザー(行政)の育成を目指す

7

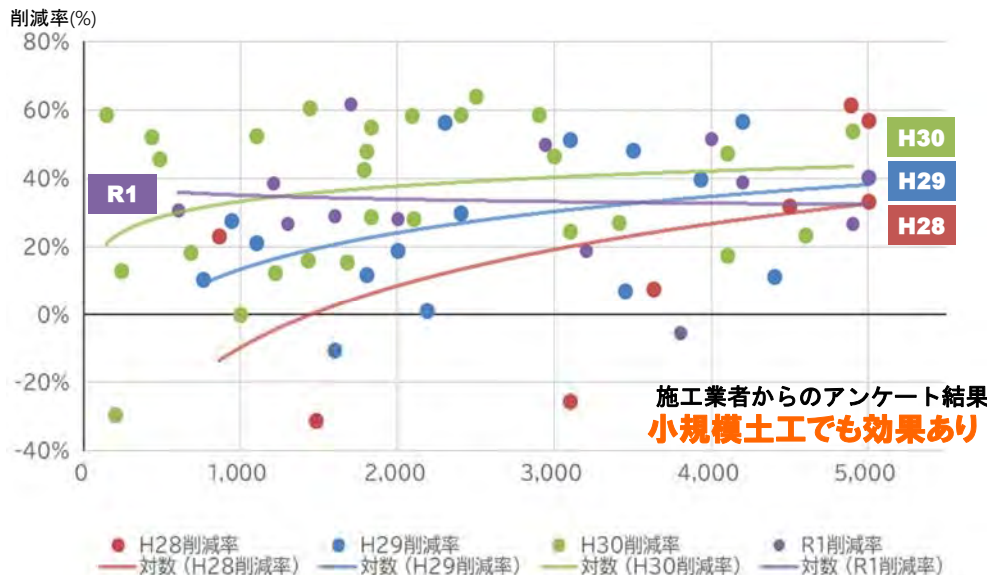
② 中部独自に発注区分の条件緩和

一般土木Cランク企業は、地方自治体発注の工事を受注する機会があるため、まずは直轄工事でICT活用施工を経験してもらい、培ったノウハウを地元で生かすことで、ICT活用の未経験企業への波及を狙う。

【取組内容】

- ICT土工の発注区分の目安である施工量を小規模な施工にも対応できるよう細分化することで、一般土木Cランク企業の受注機会を増やし、直轄工事でICT土工を経験させ、企業の生産性を上げて地方自治体の工事での裾野拡大を図る。

■ 土量別削減率の分布図（ICT土工5,000m3未満） * 全工事（人・日）での比較



■ 裾野拡大イメージ図

直轄工事でのICT活用工事の経験を活かし、地方自治体発注の工事で、そのノウハウと効果を伝え普及

直轄
(中部地整)

【中部地整独自の取組】

直轄の工事において、ICT土工の施工者希望I型（入口評価あり）の対象工事の枠を拡大（1,000m3以上～10,000m3未満）し、できるだけ多くの地元企業にICTの技術や効果を経験してもらう。

ICTアドバイザーや
サポートセンターが支援

直轄の工事において、培ったICTのノウハウや効果を地方自治体発注の工事で活用してもらい、その地域への波及を狙う。

地方
自治体

ICT活用施工の裾野の拡大

8

主催：各県、中部-i-Construction研究会
共催：（一社）日本建設機械施工協会中部支部、各県建設業協会

参加費無料
CPDS配布予定

全体版 ICT施工講習会（初心者限定！）
～「はじめての歩」を応援します!! ICT施工の基礎を学ぼう～

国土交通省では、建設生産性向上を目的としたi-Constructionに平成28年度より取り組んでおり、今年度は地方自治体における裾野の拡大をめざし、成果として結実させていくこととしているところ。このたび、i-Constructionのトップランナー施策である「ICT活用」について、起工測量から施工・検査に至る一連の流れについて習得することを目的とした【初心者向けICT施工講習会】を開催します。是非、この機会にICT活用、i-Constructionの理解を深めていただき、地方自治体における積極的な導入に向けての参考としていただければと思います。多くの方の申込みをお待ちしております。

【開催日時】 静岡県：令和2年12月11日（金）13:00～16:30
岐阜県：岐阜県主催の研修へ講師派遣（下記カリキュラムの「i-Construction概論」のみ派遣）
三重県：令和2年12月18日（金）13:00～16:30
愛知県：令和2年12月 3日（木）13:30～17:00（下記カリキュラムを30分繰り下げ）

【カリキュラム（予定）】

時間	講義名	講師	講師内容
13:00～13:05	開会	開会挨拶	
13:05～13:20	i-Construction概論	建設産業における課題、それを解決するi-Construction・建設ICTの現状や今後の方向性について学ぶ	
13:20～13:40	各県のICT活用について	各県におけるICT活用に関する取り組み、活用事例について学ぶ	
13:40～14:00	休憩		
14:00～14:45	土木設計データの作成	ICT土工に必要な土木設計データの作成方法や留意点、デモンストラレーションを見て学ぶ	
14:45～15:30	土木土工測量および土木測量管理	土木土工測量・測量管理について、留意点や失敗（経験）事例等デモンストラレーションを見て学ぶ	
15:30～16:00	ICT建設機械による施工	ICT建設機械の特性や、生産性を向上させる方法を学ぶ	
16:00～16:05	閉会	閉会挨拶	
16:05～16:30	受講証明書等の配布	CPDS（予定）	

【開催場所】 静岡県：静岡県建設業会館4階 静岡県静岡市東区御幸町9-9
岐阜県：三重県教育文化会館5階 三重県津市桜橋2-142
愛知県：愛知県建設業会館2階 愛知県名古屋市中区栄三丁目28番21号

【定員】 静岡県：先着40名（うち発注者10名） 三重県：先着75名（うち発注者20名）
愛知県：先着50名（うち発注者10名）
※1社・団体様最大2名様まで、応募者多数の場合は参加を遠慮いただく場合があります。

【申込方法】 「中部-i-Con総合サイト」より参加申し込み用紙をダウンロードしていただき、申込窓口まで申し込み
<申込窓口>
○建設企業等：各県建設業協会にFAXまたはメールで申し込み
○発注者等：各県i-Construction関係部にFAXまたはメールで申し込み

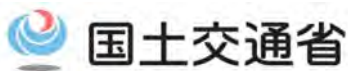
【申込期限】 静岡県：令和2年12月 3日（木）まで
三重県：令和2年12月10日（木）まで
愛知県：令和2年11月25日（水）まで

【その他】 ○中部-i-Construction研究会の会員以外の方も参加していただけます。
○駐車スペースが限られていますので、公共交通機関でお越しください。

【問合せ先】 中部-i-Construction研究会（国土交通省 中部地方整備局 企画部 施工企画課内）
TEL: 052-953-8180 mail: cbr-ict-kengaku1@mlt.go.jp
<https://www.cbr.mlit.go.jp/kensetsu-ict-portal/>

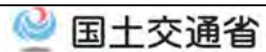
9

公共工事等の中長期的な発注見通しの公表について



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

【参考イメージ】中長期的な発注見通しの公表について



入札情報サービスのトップページ

入札情報サービス

ヘルプ お問い合わせ 全国版TOP

全国 北海道 東北 関東 北陸 中部 近畿 中国 四国 九州・沖縄

【本ページは、全国の発注機関の入札情報を提供しています。】

JACIC 一般財団法人 日本建設情報総合センター

詳細検索

中長期検索
→ 中長期発注見通しを検索

工事検索
→ 発注の見通しを検索
→ 入札公告等を検索
→ 入札の経過を検索

業務検索
→ 発注の見通しを検索
→ 入札公告等を検索
→ 入札の経過を検索

Get Adobe Acrobat Reader

お知らせ : Information

MAP検索

全国 ZENKOKU

！日本地図上のご覧になりたい地域をクリックしてください。

北海道 東北 北陸 中部 近畿 中国 四国 九州・沖縄

発注機関情報
現在参加いただいている発注機関の情報

掲載状況
入札情報の掲載状況

国関連のリンク

サイト利用・検索操作マニュアル PDF形式(SMB)

サイトに関するお問い合わせは下記メールまでお願い致します。
mail : i-ppi.helpdesk@jacic.or.jp

よくあるご質問 (FAQ)

- 国土交通省関係入札情報検索時のお問い合わせ
- 農林水産省関係入札情報検索時のお問い合わせ
- 防衛省関係入札情報検索時のお問い合わせ

※入札情報サービスは下記ブラウザにて動作を確認しております。
・ Microsoft Internet Explorer 11

中長期発注見通し機能を追加

【参考イメージ】中長期的な発注見通しの公表について

現在、入札情報サービス(PPI)において、工事単位の発注見通しを掲載

入札情報サービス						
ヘルプ お問い合わせ 全国TOP						
工事の検索 発注の見通し 入札公告等 入札の経過						
発注の見通し 入札公告等 入札の経過						
発注機関の検索 発注機関情報						
発注の見通し(工事) 検索結果						
該当する案件が 18 件あります。1～18 件表示しています						
前ページ 次ページ						
CSV出力						
No.	発注機関/担当部・事務所	工事名	入札契約方式	工事区分	入札予定時期	更新日
1	国土交通省関東地方整備局 / ○○事務所	●●工事	一般競争入札(標準型)	一般土木工事	第3四半期	2020/09/08
2	国土交通省関東地方整備局 / ○○事務所	●●工事	一般競争入札(標準型)	一般土木工事	第3四半期	2020/09/08
3	国土交通省関東地方整備局 / ○○事務所	●●工事	一般競争入札(標準型)	一般土木工事	第3四半期	2020/09/08

今回追加して公表



事業計画通知に記載している事業(プロジェクト)の情報を
中長期的な見通しとして追加

No.	発注機関/担当部・事務所	事業名	更新日
1	国土交通省○○地方整備局/○○国道事務所	国道○○号○○道(○○○○) (○○環状道路)	2020/04/01
2	国土交通省○○地方整備局/○○国道事務所	国道○○号○○道	2020/04/01



発注機関	国土交通省○○地方整備局
担当部・事務所	○○国道事務所
事業名称	国道○○号 ○○道路
全体事業区画	L=23.0km
全体事業費	○○億円
今年度の事業費	○○億円
事業費/完成予定時期	事業進捗率: ○○% 用地進捗率: ○○%
備考	道路改良工 ○km 橋梁上下部工 ○橋 トンネル工 ○箇所 ※関連する測量、調査、設計業務も含む

対象事業 : 国土交通省の直轄事業のうち、河川・道路・公園事業

2

【参考イメージ】中長期的な発注見通しの公表について

入札情報サービス

[ヘルプ](#)
[お問い合わせ](#)
[全欄目TOP](#)

[全国](#)
[北海道](#)
[東北](#)
[関東](#)
[中部](#)
[近畿](#)
[中国](#)
[四国](#)
[九州沖縄](#)

[工事の検索](#)
[発注の見通し](#)
[入札公告等](#)
[入札の経過](#)
[発注機関の検索](#)

[中長期発注見通し](#)

[発注の見通し](#)

[入札公告等](#)

[入札の経過](#)

[発注の見通し](#)

[入札公告等](#)

[入札の経過](#)

[発注機関の検索](#)

[発注機関情報](#)

中長期発注見通し 検索結果

該当する案件が **22** 件あります。1～20 件表示しています

CSV出力

[前ページ](#)
[次ページ](#)

No.	発注機関/担当部・事務所	事業名	更新日
1	国土交通省中部地方整備局 / 岐阜国道事務所	国道45号 赤松道路 (改善事業)	2020年10月01日
2	国土交通省中部地方整備局 / 高山国道事務所	国道156号 中部縦貫自動車道 高山通称道路 (改善事業)	2020年10月01日
3	国土交通省中部地方整備局 / 豊田国道事務所	国道247号 西知多道路 (東海ジャンクション) (改善事業)	2020年10月01日
4	国土交通省中部地方整備局 / 名古屋国道事務所	国道42号 名古屋環状4号線 (改善事業)	2020年10月01日
5	国土交通省中部地方整備局 / 岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状4号線 (改善事業)	2020年10月01日
6	国土交通省中部地方整備局 / 岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状4号線 (改善事業)	2020年10月01日
7	国土交通省中部地方整備局 / 岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状4号線 (改善事業)	2020年10月01日
8	国土交通省中部地方整備局 / 岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状4号線 (改善事業)	2020年10月01日
9	国土交通省中部地方整備局 / 岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状4号線 (改善事業)	2020年10月01日
10	国土交通省中部地方整備局 / 岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状4号線 (改善事業)	2020年10月01日
11	国土交通省中部地方整備局 / 岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状4号線 (改善事業)	2020年10月01日
12	国土交通省中部地方整備局 / 岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状4号線 (改善事業)	2020年10月01日
13	国土交通省中部地方整備局 / 岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状4号線 (改善事業)	2020年10月01日
14	国土交通省中部地方整備局 / 岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状4号線 (改善事業)	2020年10月01日
15	国土交通省中部地方整備局 / 岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状4号線 (改善事業)	2020年10月01日
16	国土交通省中部地方整備局 / 岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状4号線 (改善事業)	2020年10月01日
17	国土交通省中部地方整備局 / 岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状4号線 (改善事業)	2020年10月01日
18	国土交通省中部地方整備局 / 岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状4号線 (改善事業)	2020年10月01日
19	国土交通省中部地方整備局 / 岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状4号線 (改善事業)	2020年10月01日
20	国土交通省中部地方整備局 / 岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状4号線 (改善事業)	2020年10月01日

[前ページ](#)
[次ページ](#)

入札情報サービス

ヘルプ
お問い合わせ
全国TOP

工事の検索

発注の見通し

入札公告等

入札の経過

発注の見通し

入札公告等

入札の経過

発注機関の検索

発注機関情報

中長期発注見通し 検索結果

中長期発注見通し 概要	発注機関	事業名	更新日
発注機関			
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	国道42号 岐阜環状道路 (改善事業)	2020年10月01日
国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所</		

中長期的な発注見通しの概要は、中部地方整備局令和2年度道路事業の事業計画(当初)【令和2年4月21日時点】を基に作成している。

(注) 地方自治体については、令和2年度3月31日時点である。

(注) 備考欄の事業進捗率は、令和2年3月31日時点である。

(注) 備考欄の用地進捗率は、令和2年3月31日時点である。

(注) 備考欄の用地進捗率については、事業進捗率により今後、変更する可能性がある。

(注) 都道府県及び政令市をまたぎ実施する事業の事業計画、全体事業費、用地進捗率については、他の都道府県政令市の区間を含む。

(注) 備考欄に「用地進捗率」の記載がない項目については、用地に付いた土地の事業進捗率が完了段階で用地進捗率を確定する予定である。

3

都市計画コンサルタント業務の発注等に関しては、一般社団法人都市計画コンサルタント協会より「都市計画業務におけるプロポーザル等による望ましい発注方式」が公表されており、適宜に活用を頂きたい。

＜都市計画コンサルタント業務の発注等を巡る状況＞

OH27「建設コンサルタント業務等のプロポ・総合評価方式の運用ガイドライン（調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会）」に基づく発注方式が進んでいない。

○仕様書に記載され難い作業、あるいは契約前に業務量が想定されがたい作業（委員会開催に伴う作業や、庁内の説明会・打合せ）が膨らみ業務の遅れや経営的問題を生ずる場合もある。

○プロポーザル方式等の企画提案は、当該業務を遂行するに相応しい技術を有する企業を選定するものであるが、過度に門戸を狭めるような条件（例えば企業規模の大きさや限定的な業務実績を求める等）が設定される場合がある。

○プロポーザルでの評価では技術提案を重視し価格の多寡を評価対象にしないようにすることが望まれるが、総合評価方式では技術点の配分を重視（60～70%以上）されていない。

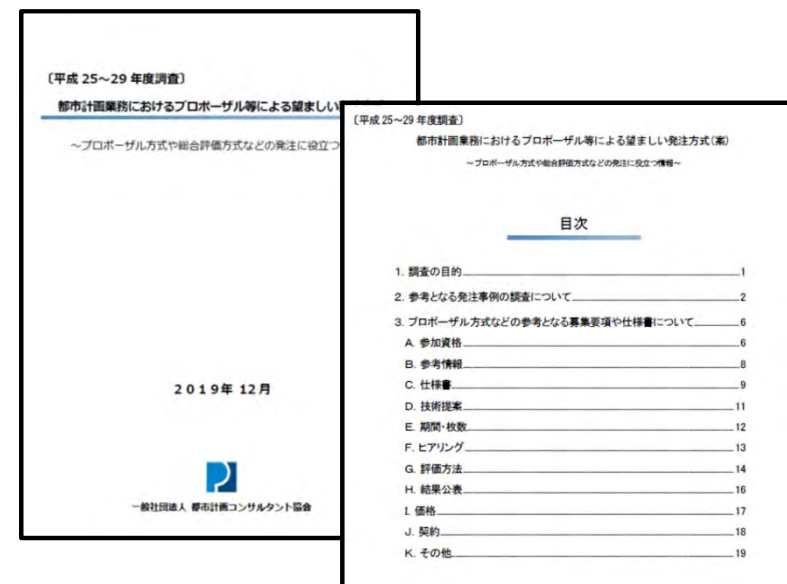
○業務が翌年に継続する場合の契約額、仕様変更（増額）時の契約額に関して、当初の低落札率の適用されている。

○プロポーザルなどとして提出した技術提案内容等が無断で使用されたりことや情報公開されることがある。

一般社団法人都市計画コンサルタント協会調べ

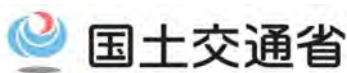
「都市計画業務におけるプロポーザル等による望ましい発注方式」（2019年3月 （一社）都市計画コンサルタント協会）

プロポーザル・総合評価方式による望ましい都市計画業務の発注方式の普及を目指し、地方公共団体に対して業務内容にふさわしい募集・評価方法の選定の確かな仕様書の作成等に資する情報の発信・提供を目的に、都市計画コンサルタントから見た優良な発注事例の募集要項や仕様書等を収集・分析



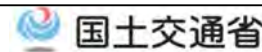
<https://www.toshicon.or.jp/hakko#hokoku>

新・全国統一指標〔工事・業務〕



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

品確法改正を踏まえた「新・全国統一指標」



工事

①地域平準化率（施工時期の平準化）

国等・都道府県・市区町村の発注工事の稼働件数から算出した平準化率（地域ブロック単位・県域単位で公表）

※地域平準化率の内訳となる各発注機関別の平準化率（H30実績、参考値）を併せて公表

②週休2日対象工事の実施状況（適正な工期設定）

国等・都道府県・政令市の発注工事に対する週休2日対象工事の設定割合

（地域ブロック単位・県域単位で公表）

※週休2日対象工事：週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、
現場閉所・交代制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事

③低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・市区町村の発注工事に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
（県域単位で公表）

測量、調査及び設計（業務）

①地域平準化率（履行期限の分散）

国等・都道府県・政令市の発注業務の第4四半期履行期限設定割合（地域ブロック単位・県域単位で公表）

②低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況（ダンピング対策）

都道府県・市区町村の発注業務に対する低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定割合
（県域単位で公表）

【公表イメージ】地域平準化率(工事、地域ブロック単位)

地域平準化率(件数) = $\frac{(4\sim6\text{月期の工事平均稼働件数})}{(\text{年度の工事平均稼働件数})}$

「一般財団法人日本建設情報総合センター・テクリスセンター」登録データを活用

対象: 契約金額500万円以上の工事
稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国(国土交通省以外含む)、都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

凡例
平準化率0.6未満
平準化率0.6~0.7
平準化率0.7~0.8
平準化率0.8以上



地域ブロック	地域平準化率	対象範囲
北海道	0.72	北海道
東北	0.73	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、山形県、福島県
関東	0.68	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.78	新潟県、富山県、石川県
中部	0.67	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.72	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.76	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.76	徳島県、香川県、愛知県、高知県
九州	0.70	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.75	沖縄県

※平準化率のデータ抽出時点: 令和2年4月16日

【公表イメージ】地域平準化率(工事、県域単位)

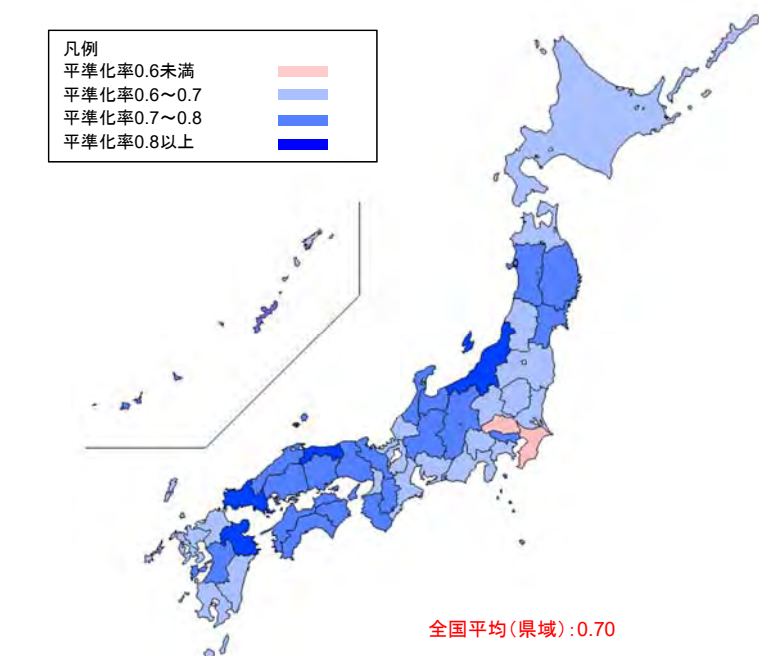
地域平準化率(件数) = $\frac{(4\sim6\text{月期の工事平均稼働件数})}{(\text{年度の工事平均稼働件数})}$

「一般財団法人日本建設情報総合センター・テクリスセンター」登録データを活用

対象: 契約金額500万円以上の工事
稼働件数: 当該月に工期が含まれるもの

※県域単位: 各都道府県管内の都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

凡例
平準化率0.6未満
平準化率0.6~0.7
平準化率0.7~0.8
平準化率0.8以上



地域	地域平準化率	地域	地域平準化率	地域	地域平準化率
北海道	0.68	石川県	0.75	岡山県	0.72
青森県	0.65	福井県	0.68	広島県	0.74
岩手県	0.75	山梨県	0.68	山口県	0.81
宮城県	0.77	長野県	0.74	徳島県	0.74
秋田県	0.75	岐阜県	0.77	香川県	0.77
山形県	0.68	静岡県	0.60	愛媛県	0.78
福島県	0.65	愛知県	0.66	高知県	0.70
茨城県	0.65	三重県	0.61	福岡県	0.69
栃木県	0.60	滋賀県	0.65	佐賀県	0.67
群馬県	0.63	京都府	0.73	長崎県	0.65
埼玉県	0.59	大阪府	0.67	熊本県	0.78
千葉県	0.59	兵庫県	0.78	大分県	0.80
東京都	0.72	奈良県	0.73	宮崎県	0.67
神奈川県	0.64	和歌山県	0.73	鹿児島県	0.61
新潟県	0.80	鳥取県	0.81	沖縄県	0.70
富山県	0.73	島根県	0.74		

※平準化率のデータ抽出時点: 令和2年4月16日

週休2日対象工事の実施状況 = $\frac{\text{週休2日対象工事※件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}$

※地域ブロック単位: 地域ブロック管内の国等、都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出

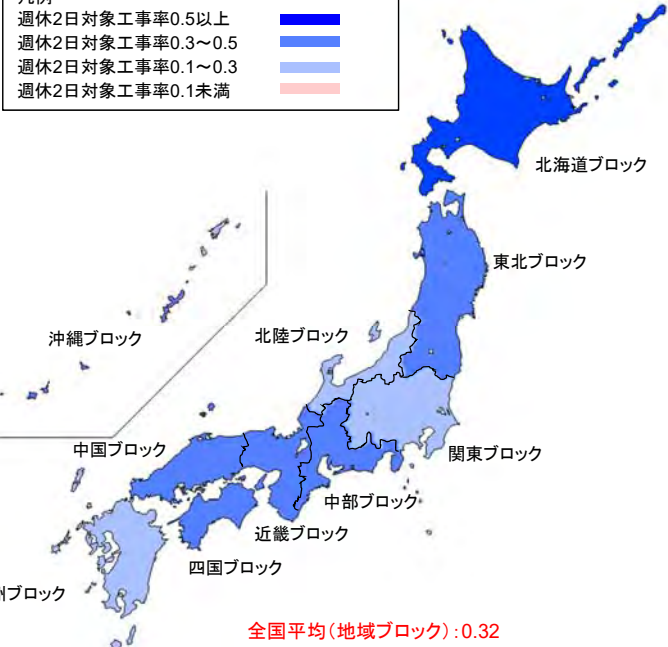
週休2日対象工事件数: 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対 象 : 対象期間中に公告等の発注手続きを行った全ての工事の件数。

対象期間 : 当該年度(4月1日～3月31日)とする。

凡例

- 週休2日対象工事率0.5以上
- 週休2日対象工事率0.3～0.5
- 週休2日対象工事率0.1～0.3
- 週休2日対象工事率0.1未満



地域ブロック	週休2日対象工事率	対象範囲
北海道	0.61	北海道
東北	0.35	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.26	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.23	新潟県、富山県、石川県
中部	0.43	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.30	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.32	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.39	徳島県、香川県、愛知県、高知県
九州	0.26	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.39	沖縄県

※データ抽出時点: 令和2年9月

週休2日対象工事の実施状況 = $\frac{\text{週休2日対象工事※件数(公告等)}}{\text{全工事件数(公告等)}}$

※県域単位: 各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象工事を足し合わせて算出

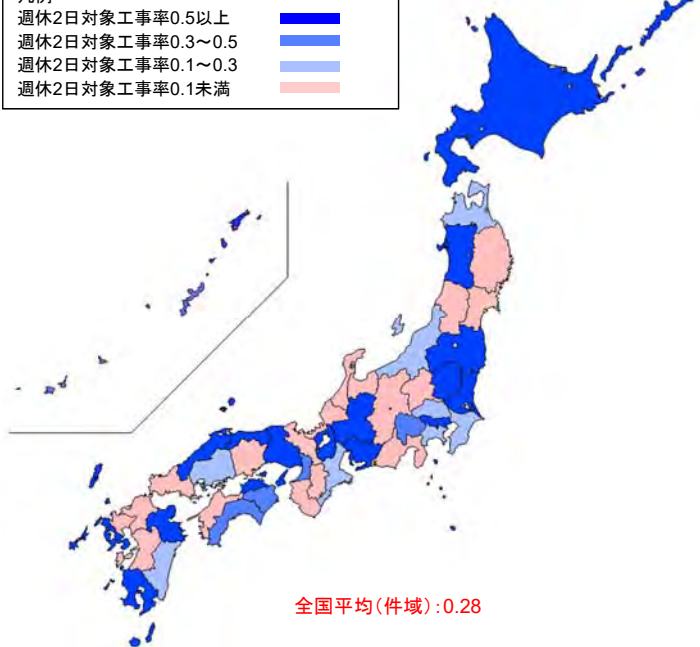
週休2日対象工事件数: 週休2日が確保できる工期設定や積算における補正係数の設定等により、現場閉所・交替制を問わずに4週8休以上の確保を促進するための工事のうち、対象期間中に公告等の発注手続きを行った件数。

対 象 : 対象期間中に公告等の発注手続きを行った全ての工事の件数。

対象期間 : 当該年度(4月1日～3月31日)とする。

凡例

- 週休2日対象工事率0.5以上
- 週休2日対象工事率0.3～0.5
- 週休2日対象工事率0.1～0.3
- 週休2日対象工事率0.1未満



地域	週休2日対象工事率	地域	週休2日対象工事率	地域	週休2日対象工事率
北海道	0.58	石川県	0.09	岡山県	0.01
青森県	0.21	福井県	0.03	広島県	0.27
岩手県	0.02	山梨県	0.37	山口県	0.03
宮城県	0.02	長野県	0.01	徳島県	0.47
秋田県	0.69	岐阜県	0.67	香川県	0.83
山形県	0.09	静岡県	0.03	愛媛県	0.01
福島県	0.61	愛知県	0.65	高知県	0.40
茨城県	0.52	三重県	0.22	福岡県	0.05
栃木県	0.66	滋賀県	0.83	佐賀県	0.06
群馬県	0.02	京都府	0.09	長崎県	0.38
埼玉県	0.14	大阪府	0.36	熊本県	0.06
千葉県	0.21	兵庫県	0.71	大分県	0.69
東京都	0.61	奈良県	0.05	宮崎県	0.17
神奈川県	0.13	和歌山県	0.05	鹿児島県	0.52
新潟県	0.29	鳥取県	0.94	沖縄県	0.34
富山県	0.05	島根県	0.74		

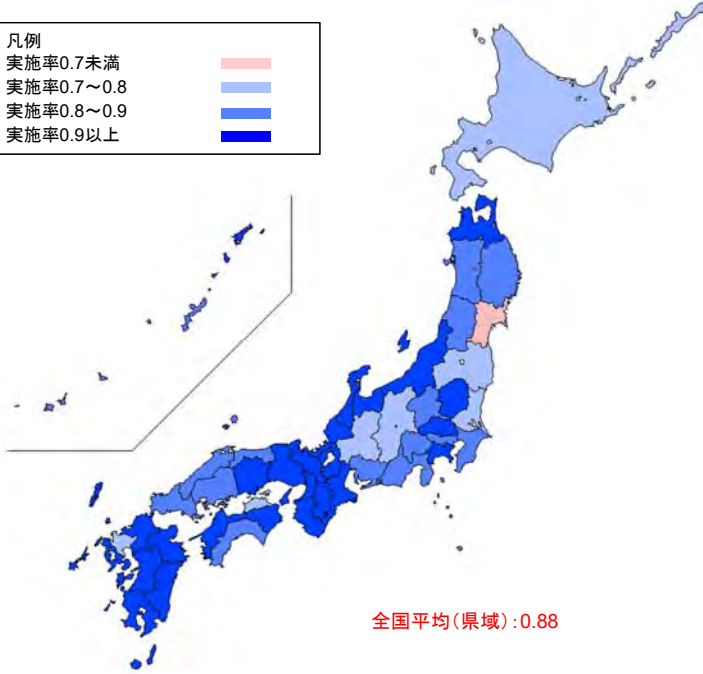
※データ抽出時点: 令和2年9月

実施率(件数) =
$$\frac{(\text{低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数})}{(\text{年度の発注工事件数})}$$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、市区町村発注の全ての工事を足し合わせて算出

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札・契約手続に関する実態調査」データを活用
※年度の発注件数は、随意契約を除く発注件数

凡例
実施率0.7未満
実施率0.7～0.8
実施率0.8～0.9
実施率0.9以上



地域	実施率	地域	実施率	地域	実施率
北海道	0.71	石川県	0.98	岡山県	0.97
青森県	0.94	福井県	0.90	広島県	0.84
岩手県	0.86	山梨県	0.84	山口県	0.89
宮城県	0.69	長野県	0.71	徳島県	0.96
秋田県	0.86	岐阜県	0.73	香川県	0.77
山形県	0.86	静岡県	0.84	愛媛県	0.97
福島県	0.79	愛知県	0.89	高知県	0.84
茨城県	0.77	三重県	0.95	福岡県	0.92
栃木県	0.91	滋賀県	0.99	佐賀県	0.74
群馬県	0.85	京都府	0.92	長崎県	0.99
埼玉県	0.90	大阪府	0.93	熊本県	0.96
千葉県	0.88	兵庫県	0.93	大分県	0.98
東京都	0.86	奈良県	0.90	宮崎県	0.98
神奈川県	0.93	和歌山県	0.96	鹿児島県	0.90
新潟県	0.93	鳥取県	0.86	沖縄県	0.80
富山県	0.90	島根県	0.88		

※令和元年度入札契約適正化法等に基づく実施状況調査データ:令和元年11月

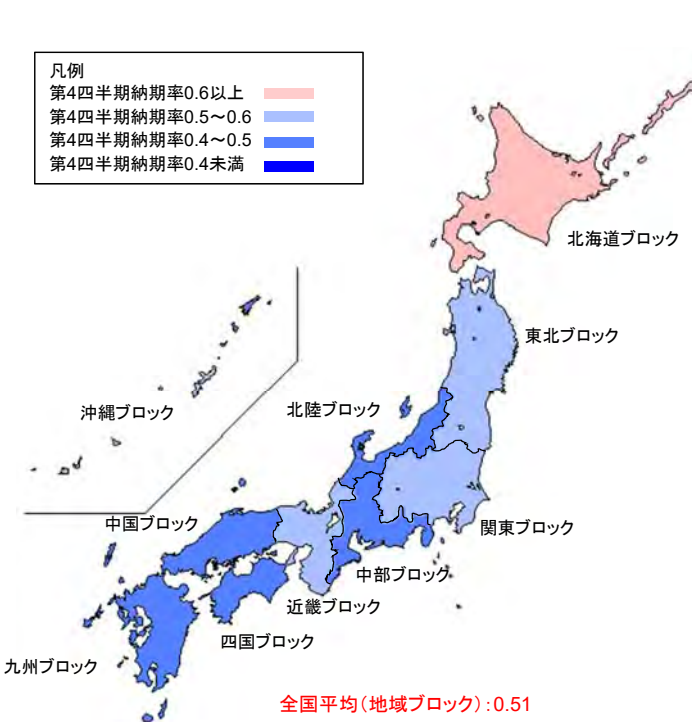
第4四半期納期率(件数) =
$$\frac{(\text{第4四半期[1～3月]に完了する業務件数})}{(\text{年度の業務稼働件数})}$$

※地域ブロック単位:地域ブロック管内の国(国土交通省以外含む)、都道府県、政令市発注の対象業務を足し合わせて算出

※国土交通省以外の国の機関には、農林水産省、防衛省、環境省、経済産業省、財務省、独立行政法人、高速道路(株)等が含まれる。

測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人 日本建設情報総合センター」のテクリスに登録された業務(1件当たり100万円以上)
営繕業務は、「一般社団法人 公共建築協会」の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録された業務
稼働件数:当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度にも渡る業務含)

凡例
第4四半期納期率0.6以上
第4四半期納期率0.5～0.6
第4四半期納期率0.4～0.5
第4四半期納期率0.4未満



地域ブロック	第4四半期納期率	対象範囲
北海道	0.68	北海道
東北	0.53	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東	0.51	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北陸	0.47	新潟県、富山県、石川県
中部	0.48	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿	0.52	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国	0.48	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国	0.47	徳島県、香川県、愛知県、高知県
九州	0.47	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖縄	0.55	沖縄県

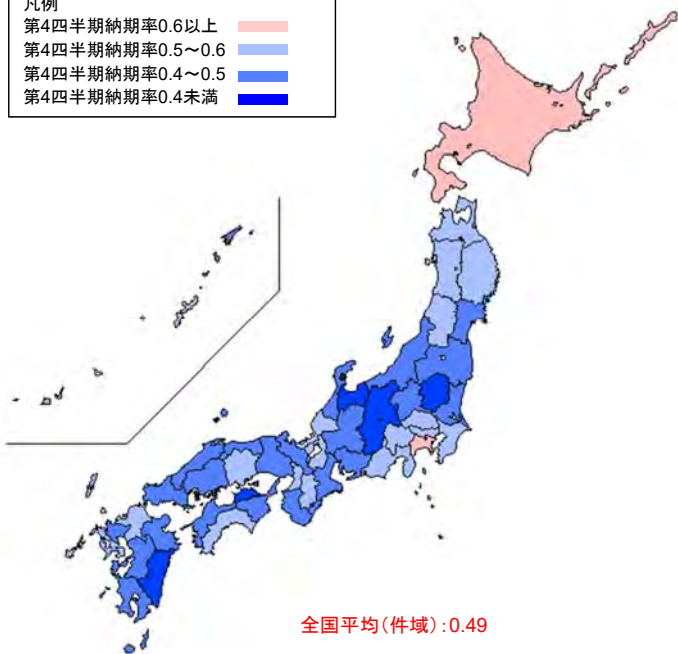
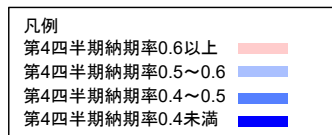
※測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務 データ抽出時点:令和2年5月1日
※営繕業務 データ抽出時点:令和2年6月23日

[公表イメージ] 第4四半期納期率の状況(業務、県域[政令市]単位) 国土交通省

第4四半期納期率(件数) = $\frac{\text{(第4四半期[1～3月]に完了する業務件数)}}{\text{(年度の業務稼働件数)}}$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象業務を足し合わせて算出

測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務は、「一般財団法人日本建設情報総合センター」のテクリスに登録された業務(1件当たり100万円以上)
 営繕業務は、「一般社団法人公共建築協会」の公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に登録された業務
 稼働件数:当該年度に稼働(繰越、翌債等次年度にも渡る業務含)



地域	第4四半期納期率	地域	第4四半期納期率	地域	第4四半期納期率
北海道	0.67	石川県	0.46	岡山県	0.51
青森県	0.53	福井県	0.51	広島県	0.46
岩手県	0.51	山梨県	0.51	山口県	0.49
宮城県	0.47	長野県	0.35	徳島県	0.47
秋田県	0.53	岐阜県	0.41	香川県	0.35
山形県	0.53	静岡県	0.51	愛媛県	0.46
福島県	0.46	愛知県	0.43	高知県	0.53
茨城県	0.44	三重県	0.46	福岡県	0.53
栃木県	0.39	滋賀県	0.51	佐賀県	0.44
群馬県	0.40	京都府	0.49	長崎県	0.52
埼玉県	0.51	大阪府	0.56	熊本県	0.49
千葉県	0.51	兵庫県	0.49	大分県	0.40
東京都	0.59	奈良県	0.53	宮崎県	0.35
神奈川県	0.62	和歌山県	0.45	鹿児島県	0.41
新潟県	0.46	鳥取県	0.40	沖縄県	0.52
富山県	0.36	島根県	0.41		

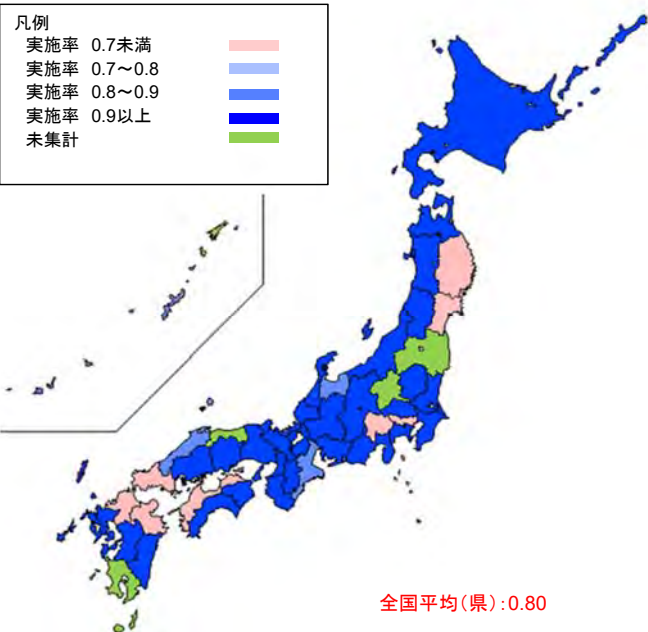
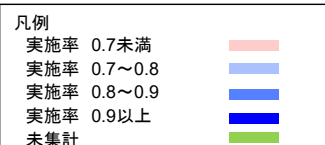
※測量・地質調査・調査設計・発注者支援業務 データ抽出時点:令和2年5月1日
 ※営繕業務 データ抽出時点:令和2年6月23日

[公表イメージ] 低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定状況(業務、県域単位) 国土交通省

実施率(件数) = $\frac{\text{(低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数)}}{\text{(年度の発注業務件数)}}$

※県域単位:各都道府県管内の都道府県、政令市発注の対象業務を足し合わせて算出

「発注関係事務の運用に関する指針に基づく調査等の業務に関する調査」
 データを活用
 対象業務:土木コンサルタント、測量、地質、建築コンサルタント



地域	実施率	地域	実施率	地域	実施率
北海道	0.99	石川県	1.00	岡山県	0.98
青森県	1.00	福井県	1.00	広島県	0.97
岩手県	0.64	山梨県	0.02	山口県	0.53
宮城県	0.62	長野県	1.00	徳島県	0.97
秋田県	1.00	岐阜県	1.00	香川県	0.04
山形県	0.94	静岡県	0.94	愛媛県	0.50
福島県	未集計	愛知県	0.94	高知県	1.00
茨城県	0.95	三重県	0.81	福岡県	0.13
栃木県	0.93	滋賀県	0.96	佐賀県	0.99
群馬県	未集計	京都府	1.00	長崎県	0.90
埼玉県	0.98	大阪府	1.00	熊本県	0.98
千葉県	0.95	兵庫県	0.99	大分県	0.00
東京都	0.00	奈良県	1.00	宮崎県	0.93
神奈川県	0.96	和歌山県	0.99	鹿児島県	未集計
新潟県	1.00	鳥取県	未集計	沖縄県	0.82
富山県	0.82	島根県	0.83		

※未集計:ダンピング対策を導入しているが、集計がされてない地方自治体
 ※令和元年度 発注関係事務の運用に関する指針に基づく調査等の業務に関する調査
 :平成31年3月31日時点

自己評価指標 [工事・業務] の実績・目標

実績:前年度の実績値及び内容

目標:当年度の目標値及び内容

【自己評価指標】 業務

中部ブロック発注者協議会

[工事]

運用指針(R2)		自己評価指標	
必ず実施すべき事項	予定価格の適正な設定	(1)	最新の積算基準の適用状況等
	歩切りの根絶		
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底	(2)	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
	施工時期の平準化	(3)	平準化率
	適正な工期設定	(4)	適正な工期設定
		(5)	週休2日制工事の実施状況
	適切な設計変更	(6)	設計変更ガイドラインの策定・活用状況等
実施に努める事項	発注者間の連携体制の構築		
	ICTを活用した生産性向上	(7)	建設ICTの導入状況
		(8)	受発注者間の工事情報の共有状況
	入札契約方式の選定・活用	(9)	総合評価落札方式の導入状況
	総合評価落札方式の改善		
	見積りの活用		
	余裕期間制度の活用		
	工事中の施工状況の確認		
	受発注者の情報共有・協議の迅速化		

[業務]

運用指針(R2)		自己評価指標	
必ず実施すべき事項	予定価格の適正な設定	(1)	最新の積算基準の適用状況等
	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定・活用の徹底	(2)	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定
	履行時期の平準化	(3)	平準化率
	適正な履行期間の設定	(4)	適正な履行期間の設定
	適切な設計変更	(5)	設計変更ガイドラインの策定・活用状況等
実施に努める事項	発注者間の連携体制の構築		
	ICTを活用した生産性向上		
	入札契約方式の選定・活用	(6)	総合評価落札方式の導入状況
	プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用		
	履行状況の確認		
	受発注者の情報共有・協議の迅速化		

No	自己評価指標〔工事〕	内容
1	予定価格の適正な設定	変更無し
2	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定	一部追加
3	平準化率	変更無し
4	適切な工期設定	新規設定
5	週休2日工事の実施状況	一部追加
6	設計変更ガイドラインの策定・活用状況等	変更無し
7	建設ICTの導入状況	変更無し
8	受発注者間の工事情報の共有状況	変更無し
9	総合評価落札方式の導入状況	変更無し

【変更無し】

No	自己評価指標	実績		目標	
		①	②	①	②
1	最新の積算基準の適用状況	a 最新の積算基準を適用し、かつ、基準適用範囲外の場合の要領を整備し活用している	a 最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新単価であれば該当)	a 最新の積算基準を適用し、かつ、基準適用範囲外の場合の要領を整備し活用	a 最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新単価であれば該当)
		b 最新の積算基準は適用しているが基準範囲外の場合の要領は整備していない	b 3ヶ月以内	b 最新の積算基準は適用しているが基準範囲外の場合の要領は整備	b 3ヶ月以内
		c その他	c 6ヶ月以内	c	c 6ヶ月以内
			d 12ヶ月以内		d 12ヶ月以内
			e それ以上		e それ以上

【一部追加】

No	自己評価指標	実績						目標			
2	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定	① 設定割合 〇〇件／〇〇〇件 設定した工事件数／ 年度内の発注工事件数		②		③		①		②	
				a	(設定割合) 0.9以上	a	最新のモデルを適用 (準用含む)	a	(設定割合) 0.9以上	a	最新のモデルを適用 (準用含む)
				b	0.8以上0.9未満	b	旧モデルなどを適用 (準用含む)	b	0.8以上0.9未満	b	旧モデルなどを適用 (準用含む)
				c	0.7以上0.8未満	c	一部の工事で実施	c	0.7以上0.8未満	c	一部の工事で実施
				d	0.7未満	d	制度未導入	d	0.7未満	d	制度未導入

新・全国統一指標にあわせて「設定割合」を追加

【変更無し】

No	自己評価指標	実績						目標					
3	平準化率	①		②		③		④		①		②	
		数値	平準化率(α) α=稼働件数	a	平準化率(α) 0.9以上	数値	平準化率(β) β=稼働金額	a	平準化率(α) 0.9以上	a	平準化率(α) 0.9以上	a	平準化率(β) 0.9以上
				b	0.8以上0.9未満			b	0.8以上0.9未満	b	0.8以上0.9未満	b	0.8以上0.9未満
				c	0.7以上0.8未満			c	0.7以上0.8未満	c	0.7以上0.8未満	c	0.7以上0.8未満
				d	0.6以上0.7未満			d	0.6以上0.7未満	d	0.6以上0.7未満	d	0.6以上0.7未満
				e	0.6未満			e	0.6未満	e	0.6未満	e	0.6未満

【新規設定】

No	自己評価指標	実績				目標			
		①		②		①		②	
4	適正な工期設定	a	工期の設定基準を策定	a	工期に関する基準 (中央建設業審議会) に適用	a	工期の設定基準を策定	a	工期に関する基準 (中央建設業審議会) に適用
		b	未策定	b	未適用	b	未策定	b	未適用

自己評価指標の「新規設定」により追加

- ① 工期設定にあたり、工期の設定基準の策定状況を確認
 ② 設定基準が「工期に関する基準(中央建設業審議会)」に適用しているかを確認

【一部追加】

No	自己評価指標	実績						目標					
5	週休2日工事の実施状況	①		②		③		④		①		②	
		設定割合	00件／000件 設定した工事件数 ／年度内の発注工事件数	a	(設定割合) 0.9以上	a	完全週休2日工事の実施	設定割合	00件／000件 設定した工事件数 ／年度内の発注工事件数	a	(設定割合) 0.9以上	a	完全週休2日工事の実施
				b	0.8以上0.9未満	b	4週8休工事の実施			b	0.8以上0.9未満	b	4週8休工事の実施
				c	0.7以上0.8未満	c	未実施			c	0.7以上0.8未満	c	未実施
				d	0.6以上0.7未満					d	0.6以上0.7未満		
				e	0.6未満					e	0.6未満		

新・全国統一指標にあわせて「設定割合」を追加

【変更無し】

No	自己評価指標	実績		目標	
6	設計変更ガイドラインの策定・活用	①		①	
		a	設計変更ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施	a	設計変更ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施
		b	設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施	b	設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施
		c	設計変更を実施していない	c	設計変更を実施していない

No	自己評価指標	実績		目標	
7	建設ICTの導入状況	①		①	
		a	導入	a	導入
		b	一部導入	b	一部導入
		c	未導入	c	未導入

No	自己評価指標	実績		目標	
8	受発注者間の工事情報の共有状況(ASP)	①		①	
		a	実施	a	実施
		b	一部実施	b	一部実施
		c	未実施	c	未実施

【変更無し】

No	自己評価指標	実績				目標			
9	総合評価落札方式の導入状況	①		②		③		①	②
		開始年次		a	本格導入	設定割合 00件／000件 設定した工事件数／年度内の発注工事件数		a	本格導入
				b	一部導入			b	一部導入
				c	未導入			c	未導入

No	自己評価指標〔業務〕	備考
1	予定価格の適正な設定	新規設定
2	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定	新規設定
3	平準化率	新規設定
4	適切な履行期間の設定	新規設定
5	設計変更ガイドラインの策定・活用状況等	新規設定
6	総合評価落札方式の導入状況	新規設定

No	自己評価指標	実績		目標	
		①	②	①	②
1	最新の積算基準の適用状況	a	最新の積算基準を適用している	a	最新単価(1ヶ月以上経過したものでも最新単価であれば該当)
		b	その他	b	3ヶ月以内
					6ヶ月以内
					12ヶ月以内
					それ以上

工事の自己評価指標と同じ実績・目標を設定

No	自己評価指標	実績				目標	
		①		②		③	
2	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定	設定割合	〇〇件／〇〇〇件 設定した業務件数／ 年度内の発注業務 件数	a	(設定割合) 0.9以上	a	最新のモデルを適用 (準用含む)
				b	0.8以上0.9未満	b	旧モデルなどを適用 (準用含む)
				c	0.7以上0.8未満	c	一部の業務で実施
				d	0.7未満	d	制度未導入

新・全国統一指標にあわせて「設定割合」を追加

No	自己評価指標	実績				目標	
		①		②		③	
3	平準化率 (納期率)	数値	第4四半期の平準化率 第4四半期に完成する業務件数 年度の業務稼働件数	a	0.4未満	数値	第4四半期の平準化率
				b	0.4以上0.5未満		
				c	0.5以上0.6未満		
				d	0.6以上		

新・全国統一指標にあわせて「設定割合」を追加

No	自己評価指標	実績		目標	
		①		①	
4	適正な履行期間の設定	a	履行期間の設定基準を策定	a	履行期間の設定基準を策定
		b	未策定	b	未策定

工事の自己評価指標と同じ実績・目標を設定

No	自己評価指標	実績		目標	
5	設計変更ガイドラインの策定・活用	①		①	
		a	設計変更ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施	a	設計変更ガイドラインを策定・活用し、これに基づき設計変更を実施
		b	設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施	b	設計変更ガイドラインは未策定だが、必要に応じて設計変更を実施
		c	設計変更を実施していない	c	設計変更を実施していない

工事の自己評価指標と同じ実績・目標を設定

No	自己評価指標	実績				目標			
6	総合評価落札方式の導入状況	①		②		③		①	
		開始 年次		a	本格導入	設定 割合	00件／000件 設定した業務件数／ 年度内の発注業務件数	a	本格導入
				b	一部導入			b	一部導入
				c	未導入			c	未導入

工事の自己評価指標と同じ実績・目標を設定